

第四百二十二條 第二項若し獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の禁錮に處す

百八十六

第四百四十五條 囚徒二人以上通謀したる者は第四百四十三條の例に照し一等を加ふ

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は法令に因り拘禁せられた者を奪取した者の處分に關する規定で本條の此法令と云ふことは法律及び命令と云ふことにて拘禁とは前二條に於て説明した者と略ぼ同じことを云ふのであります、然れども既決未決囚人の外拘引狀を以て拘引された者より罰金科料を納めない爲め勞役場に留置された者も本條に云ふ拘禁された者であります、又奪取とは拘禁された者を看守者の手より無理に奪ひ取ることにて此法令に因り拘禁された者を奪取した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第四百四十七條を修正した規定で舊刑法は囚徒を却奪し又は暴行脅迫を以て云々と規定しましたけれども、本法は之を拘禁者を奪取した者と改め奪取の所爲は暴

行脅迫其他の方法に出でたるに拘らざる苟も法律や命令に因り拘禁せられた者を奪取した者は本條に依り處分することとしたのであります、

参照舊刑法

第四百四十七條 囚徒を却奪し又は暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係るときは輕懲役に處す

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前記ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は法令に因り拘禁された者の逃走を助けた者の處分に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に法令に因り拘禁されたる者を逃走せしむる目的を以て器具を給與し云々とありますが、此法令に因り拘禁された者と云ふは、

百八十七

前條の規定と同一でありますから重ねて説明をしません。逃走せしむる目的を以て器具を給與しと云ふことは拘禁せられた者を逃走せしむる考で、釘、鋸、刀、劍、棍棒等總て監房板塀等を破る器具を與ふると云ひます。又其他逃走を容易ならしめた行爲と云ふは監房の錠を破り門戸を開く等のことを云ひます。此等の方法を以て拘禁され居る者を逃走せしめた者は三年以下の懲役に處せられます。

第二項の前項の方法を以て暴行又は脅迫を爲したる者と云ふは拘禁され居る者を逃走せしむる考で看守者を毆打するが又は恐怖せしめて其間に拘禁され居る者を逃走せしむることを云ひます。此等の方法を以て拘禁者を逃走せしめた者は第一項の罪より其情が重い爲めに三月以上五年以下の懲役に處することとしたのであります。

本條は舊刑法第四百十六條を修正した規定で舊刑法には逃走の方法を指示し云々とあります。但し、逃走の方法を指示するは、逃走を容易ならしめた者であれば、本法は逃走を容易ならしめた者と修正したのであります。

参照舊刑法

第四百十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又は逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。因て囚徒の逃走を致したるときは一等を加ふ。

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘

禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は拘禁せられ居る者を看守又は護送する者は逃走せしめた者の處分に關する規定で此看守と云ふは監獄の看守のことで護送する者と云ふは警察署裁判所又は監獄へ拘禁され居る者を護送する巡查憲兵卒又は看守のことです。此等の者は拘禁され居る者を逃走せしめたときは一年以上十年以下の懲役に處せられます。此等の者に對し刑を重くしたのは職務上看守及び護送の責任あるばかりでなく、犯すに易く防ぐに難いからであります。而して本條の罪は看守及び護送者は拘禁され居る者を逃走せしむる意思あることは必要で若し此意思がなく誤つて逃走せしめた場合は元より本條に依り罰することは出来ません。舊刑法第五十條に看守者懈怠に依り逃走せしめたときは罰金に處すとの規定がありました。但し、本條は特別法に規定すべき者として之を省きました。

本條は舊刑法第四百十八條と同一の規定であります

參照舊刑法

第四百十八條 囚徒を看守し又は護送する者囚徒を逃走せしめたるときは一年以上五年以下の重禁錮に處し五
圓以上五十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられた囚徒に係るときは輕懲役に處す

第一百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は囚人逃走の未遂罪に關する規定で囚人逃走の未遂罪は總て之を罰すると云ふこと
であります、而して之を罰するは囚人は日々鐵窓の下に呻吟し居るか故に逃走の念の堪
ゆることなきより、未遂の所爲までも罰して逃走を防ぐと云ふ主旨より出たのでありま
す、

本條は舊刑法第四百十九條と同一規定であります

參照舊刑法

第四百十九條 前條條に記載したる輕頭を犯さんとして未だ逃げざる者は未遂犯の例に照して處斷す

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅

總 說

本章は犯人藏匿及ヒ證憑湮滅に關する規定で犯人藏匿とは罰金以上の刑に該る罪及ヒ拘禁
中逃走した者を藏匿又は隠避せしめたることを云ひ證憑湮滅とは他人の刑事被告事件に關する
證憑を湮滅し又は偽造變造し若しくは偽造變造の證憑を使用することを云ひます、而して本章
は舊刑法の罪人を藏匿する罪と云ふを修正した規定で舊刑法は此犯人藏匿及ヒ證憑湮滅の
罪と囚人逃走の罪とを同一節に規定しましたけれども罪の性質は異なりますから、本法は
囚人逃走の罪と章を分けて、規定したのであります、

第一百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタ

ル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓
以下ノ罰金ニ處ス

本條は犯人を藏匿又は隠避せしめたる者の處分に關する規定で本條に罰金以上の刑に該る
罪を犯したる者又は拘禁中逃走したる者を藏匿又は隠避せしめたる者云々とありますが
此罰金以上の刑に該る罪を犯したる者と云ふことは罰金禁錮懲役死刑等の刑に該る罪を
犯したることにて、又拘禁中逃走した者と云ふは既決未決の囚人は勿論犯罪の嫌疑を受け

て監獄若くは警察署に拘禁せられ居る者及び罰金科料を納めない爲め勞役場に留置され居る者も、本條に云ふ拘禁中の者であります、此等罰金以上の刑に該る罪を犯した者、又は拘禁中逃走した者と云ふことを、知て藏匿又は隠避せしめた者は、二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます、而して藏匿とは罰金以上の刑に該る罪を犯した者又は拘禁中逃走した者と云ふことを知て、其犯人の發見を妨げる目的を以て自己の家屋又は其他の場所に其犯人を潜伏せしむることと隠避とは是れ又犯人の發見を妨げる目的を以て犯人を犯罪地より逃走せしめたこととであります、要するに既決たると未決たるとを問はず苟も罰金以上の刑に該る罪を犯した者又は拘禁中逃走した者を藏匿又は隠避した者は本條の罪で犯人の逃走するを見又は潜伏したことを知て當該官署に知らせないからと云ふて藏匿又は隠避と云ふことは出来ません又本條に罰金以上の刑とあるが故に拘留又科料に該る罪を犯した者を藏匿又は隠避したからと云ふて、素より本條の罪ではありません、

本條は舊刑法第一百五十一條を修正した規定で舊刑法に監視に附せられた者及び重罪の刑に處せられた者とあります、本法は監視は全く之を廢し又重罪輕罪の區別も廢しましたから、罰金以上の刑に該る罪を犯した者、又は拘禁中逃走した者と改めたのであります、

参照舊刑法
 第一百五十一條 犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に附せられたる者あることを知て之を藏匿し若しくは隠避せしめたる者は一年以上二年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
 若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は一等を加ふ

第一百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ煙滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は他人の刑事被告事件の證憑を煙滅した者の處分に關する規定で本條の此他人の刑事被告事件と云ふは自分以外の刑事被告事件のこととあります、即ち自分の刑事被告事件の爲め如何に證憑を煙滅し又は偽造變造し若くは偽造變造の證憑を使用したからと云ふても素より罪とはなりません、他人の證憑を煙滅し又は偽造變造して始めて本條の罪となるのであります、而して證憑とは犯罪事實を證明する材料のことにて、證據と證憑

との總稱のことを云ひます、證據とは犯罪事實を直接に證明することにて假へば被告人の自白證據物件證人の供述等のこととあります、證據とは犯罪事件を間接に證明することにて、假へば盜難届參考人の供述等とあります、又煙滅とは證據を無効とすることとあります、又本條に他人の刑事被告事件に關する證據を偽造又は變造し若くは偽造變造の證據を使用すると云ふ此の證據の偽造と云ふことは他人の刑事被告事件に付き偽の證據を造ることと例へば他人の殺人被告事件に付て云ひは犯罪當時は他に宿泊したと偽はて宿帳を偽造した如きことを云ひ、又證據を變造したと云ふことは、現在の證據を變更することを云ひます

又偽造變造の證據を使用すると云ふことは、偽造變造の證據と云ふことを知て、裁判所に提出することとあります、此等他人の刑事被告事件に關する證據を煙滅し又は偽造變造し若くは偽造變造の證據と云ふことを知つて使用すれば二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法條百五十二條を修正した規定で舊刑法は罪證煙滅の場合のみを規定し其範圍が狹隘に失しますから、本法は本條の如く修正したのであります、

参照舊刑法

第百五十二條他人の罪を免れしめんことを圖り其罪證となるべき物件を隠匿したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

本條は本章の罪は犯人又は逃走者の親族で犯人又は逃走者の利益の爲め犯したときの處分に關する規定で即本章の罪と云ふは第百三條及び第百四條の罪のこととあります而して第百三條の罪と云ふは犯人藏匿の罪で第百四條は證據煙滅に關する罪であります、此等の罪を犯人又は逃走者の親族か犯人又は逃走者の利益の爲めに犯せば罪として罰しないことと云ふことであります而して親族とは親子兄弟等のことと之を罰しないのは人情に於て忍びないと云ふ爲めであります、然れとも本條に犯人又は逃走者の利益の爲め犯したときとありますから、不利益の爲めに犯したときは罰せられます、

本條は舊刑法第一百五十三條と同一の規定であります

参照舊刑法

第一百五十三條 前二條の罪を犯したる者犯人の親族に係る時は其罪を論せず

第八章 騷擾ノ罪

總 說

本章は騷擾の罪に關する規定で騷擾の罪とは多數の者は聚合して暴行又は脅迫を爲す罪を云ひます而して此多數の者は聚合して暴行脅迫を爲す罪は其目的の如何に因り騷擾の罪となり又他の罪となります即ち其目的は他人の財物を奪ふにある時は、強盜の罪となり又其目的政事に關するときは内亂の罪となります故に騷擾の罪となるには此等の目的以外に多數の者は聚合して暴行脅迫をして始めて本章の罪となるのであります、而して本章は舊刑法の兇徒聚集罪と云ふを修正した規定であります、

第六百六條 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲

シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上

七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は騷擾の罪を犯したる者の處分に關する規定で既に陳ぶる如く騷擾の罪とは多數の者は聚合して暴行脅迫を爲すことを云ひます、而して此多數と云ふことは、二人以上の者は聚合したことを云ふので然らば何人以上あれば多數と云ふかと云へばそれは事實上の問題でありますけれども兎に角二人以上數十百人の者は聚合して内亂及び強盜以外の目的を以て暴行又は脅迫を爲せば本罪であります、假へば水利に關する紛議より多數の者は聚合して暴行脅迫を爲す場合又は宗教上の改革を爲す爲め暴行脅迫を爲すことあるは常に見る例であります、而して暴行とは不法の腕力のことにて脅迫とは威勢を示して精神上の恐怖を生せしむることを云ひます、

此等多數の者は聚合して暴行脅迫を爲したる時は首魁は一年以上十年以下の懲役若しくは禁錮に處せられます首魁とは發頭人のことにて本罪は此發頭人たる首魁の方針より出る者であれば重く罰するのであります、又他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者と云ふは一方の隊長若しくは參謀となりて樞要の職務を取りたる者のこととて此等の者は首魁に比較し其情は軽くありますから六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せられ其他附加隨行した者は五十圓以下の罰金に處せられます此附加隨行した者と云ふは一定の目的もなく他人に煽動されて加行した者のこととてありますから其罪を軽くしたのであります、

本條は舊刑法第三百三十七條を修正した規定で舊刑法は暴動を爲す原因及び教唆者に關するとも規定してありますか、本法は教唆者に關することは總則を適用することとし又暴行脅迫を爲す原因を條文に列記するは不必要と認めて之を省きました、

參照舊刑法

第三百三十七條 兇徒多衆を嚮聚して官廳に喧鬧し官吏に強逼し又は村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者は重懲役に處す其嚮聚に應じ煽動して勢を助けたる者は輕懲役に處し其情輕き者は一等を減す附和

隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第一百七條 暴行又は脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は暴行又は脅迫を爲す爲め多衆聚合し當該公務員より解散の命令を受け解散せざる者の處分に關する規定であります、而して本條の暴行又は脅迫を爲す爲め多衆聚合し當該公務員より解散の命令云々と云ふのは或る目的を以て暴行脅迫を加ふる爲め多數の者は聚合した所爲は社會に對し危険であるから當該官吏は解散の命令をすること、此當該官吏は暴行又は脅迫を爲す爲め聚合した多數の者に對し解散せよとの命令を三回以上爲して仍ほ解散しないときは首魁は三年以下の懲役又は禁錮に處せられ其他の者は五十圓以下の罰金に處せられることと云ふこととであります、而して當該公務員と云ふことは行政

警察権を有する官吏のことで各府縣知事警視總監警部部長警察署長等であります、本條に
 三回以上とありますから一回又は二回解散の命令を受けて解散しないとしても本條の罪
 とはなりません三回以上解散の命令を受け解散しないとき始めて本條の罪となるのであ
 ります要するに本條は暴行又は脅迫を爲す爲め多數の者は聚合した場合に關する規定で
 前條は多數の者は聚合して既に暴行又は脅迫に著手した場合本條の罪は前條の罪の豫
 備の所爲であります、

本條は舊刑法第三百三十六條を修正した規定であります

参照舊刑法

第三百三十六條 暴徒多衆を囂聚して暴動を謀り官吏の脱險を受くると雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者は
 三月以上三年以下の重禁錮に處す附加隨行したる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第九章 放火及び失火ノ罪

總 說

本章は放火及び失火に關する規定で放火とは故意に火を放て人の住居に使用する家屋其他
 の物件を燒燬すること、失火とは過て火を失し人の住居に使用する家屋其他の物件を燒

燬することを云ひます、此放火と失火との差は放火は故意を要しますけれども失火は過
 失と云ふことを要する一點であります元來犯罪は總て故意を要しますが、此失火は
 故意を要しない一般犯罪の特例とも云ふ罪であります、而して本章は舊刑法の放火及び失
 火の罪を修正した規定で舊刑法は二十餘年前の制定に係り其規定する處疎雜に流れ其意味
 の明了を欠くばかりでなく、必要な場合の規定を欠いて居りますから、本法は之を修正し
 たのであります、今其一二の例を擧ぐれば舊刑法は火災の際鎮火を妨害した罪より自分の
 所有に係る家屋其他の物件の差押を受け物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に附した物を
 燒いた罪及び火を失して自分の家屋其他の物件を燒いた場合の規定がありませんから本法
 は新に之を設けました、又舊刑法は人の住居した家屋に放火した者と家屋其他の建造物に
 放火した者とを區別し人の住居しない家屋其他の建造物であるときは放火の際、偶人か居
 りても人の住み居る家屋として罰することが出來ない不都合があつた爲め本法は此等の欠
 點を修正したのであります、

第八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物
汽車電車艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五
年以上ノ懲役ニ處ス

本條は火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車艦船若くは鑛坑
を燒燬した者の處分に關する規定で本條に火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在
する建造物云々とありますが此現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物と云ふは
平生人の居室として住み居る家屋及び時に臨んで人の住み居る家屋と云ふことでありま
す、されは平生人の住み居る爲めに造つた家屋でないとしても放火の際人は現に居つた
ときは總て人の現在した建造物で例へば各官署、學校病院、劇場貸席等は其重なる者で
あります、又本條に汽車電車艦船若くは鑛坑とあります、此汽車電車と云ふは陸上人及
び貨物を運送する車輛のことで艦船とは水上人及び貨物を運送する船のことにて、軍艦
及び運送船のことであります、而して鑛坑と云ふは金銀銅鐵鉛石油等鑛山の鑛物を掘り
取る坑穴のことで此坑穴は土石の崩れるを防ぐ爲め板又は柱を以て支へ居り抗夫は此坑

口より鑛物を掘り取る者であります火を放て此等現に人の住み居る家屋其他の建造物汽
車電車艦船又は鑛坑を燒燬即ち燒いた者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處せ
られます、而して燒燬と云ふことは家屋其他の物件を燒き盡くしことを云ひますけれど
も、茲に云ふ燒燬と云ふことは全部燒き盡しと云ふにはあらざるも兎に角家屋其他の
物件として使用することが出来なければ燒燬であります、

本條は舊刑法の第四百二條と第四百五條とを繼ぎ合せた條文で、舊刑法は家屋其他の建
造物及び汽車船舶等のみを規定し此等の物と同一な電車及び鑛坑に對する規定がないば
かりでなく、舊刑法は放火の罪に對し單に死刑に處すと規定したのは、其範圍が狹隘に失
しますから本法は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處すとして、其情の憐むべき者
に對しては死刑以下の刑を科することとしたのであります、

参照舊刑法

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者は死刑に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶又は汽車を燒燬したる者は死刑に處す

第九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建

造物艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

但公共ノ危険ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

本條は人の住居又は現在しない建造物艦船若クは鑛坑を燒燬した者の處分に關する規定
で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に火を放て現に人の住居に
使用せず又は現在せざる建造物云々とあります、此現に人の住居に使用しないと云ふ
ことは人の住居する家として造つた家屋でも火を放ち際は人の居らないことにて
又は人の現在せざる建造物と云ふは人の住む爲めに造つた家屋以外の家屋即ち倉庫物置
明屋神社佛閣等のことでもあります、此等の建造物及び人の居らない艦船又は鑛坑を燒燬
した者は、二年以上の有期懲役に處せられます、

第三項の前項の物自己の所有に係るときは云々と云ふは火を放て現に人の住居に使用せ
ず又は人の現在せざる建造物艦船若クは鑛坑のことで此等自己の所有に係る物件を燒燬
したときは六月以上七年以下の懲役に處せられます、然れ共本項の罪は前項の罪と異な
り自分の所有に係る物でありますから公共の危険ある時に限り罰するので若し公共の危
険のないときは罰することは出来ません而して公共の危険とは多數の人の迷惑に罹ると
云ふことであります、

本條第一項は舊刑法第四百三條及び第四百五條の二ヶ條を繼ぎ合せた條文で第二項は本
法の新に設けた條文であります、

参照舊刑法

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建物を燒燬したる者は無期徒刑に處す

第四百五條 第二項其人を乗載せざる船舶海軍に係るときは重懲役に處す

第一百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共
ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ル時ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス

本條は前二條に記載した以外の物を燒燬した者の處分に關する規定で本條も第一項と第

二項より成りたる條文であります、而して第一項に火を放て前二條に記載した以外の物と云ふは第百八條の現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車艦船鑛坑等の事とて第百九條の現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑以外の物のことであります、而して此等以外の物と云ふは廢屋馬車人力車柴草又は肥料等を貯ふる屋舎山林の竹木田野の穀類等のことで此等の物を焼き多數の人に迷惑を懸けたときは一年以上十年以下の懲役に處せられます、又本條に公共の危険を生せしめたとありますから若し公共の危険を生せしめなるときは本條に依り罰することは出来ません、

第二項の前項の物自己の所有に係るときは云々と云ふは火を放て前二條に記載した以外の自己の所有に係る物を焼いたことを云ひます即ち第一項と第二項との差は他人の物を焼いたと自分の物を焼いたとの相違ある丈けで其理由は同一であります、元來自分の物は破毀損壞等自由でありますから焼いたからと云ふて罰することは出来ない様に思はれます然れども火を放て物を焼く等は社會の靜謐を害する行爲でありますから、之を罰することゝしたのであります、

本條第一項は舊刑法第四百四條と第四百六條とを繼ぎ合せた條文で第二項は本法の新に設けた條文であります、

参照舊刑法

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者は重懲役に處す

第四百六條 火を放て山木の竹木田野の穀麥又は露積したる柴草其他の物件を燒燬したる者は輕懲役に處す

第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

本條は自己の所有物を燒燬し因て他人の物に延燒した場合の處分に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第百九條の第二項の罪を犯すと云

ふは火を放て現に人の住居に使用せざる自分の所有に係る家屋又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑を焼燬した罪で前條第二項の罪と云ふは自分の所有に係る馬車、人力車、廢屋薪炭肥料等を貯ふる屋舎又は山林の竹木田野の穀類等を焼燬した罪であります、此等の罪を犯し因て第百八條に記載した物とは現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物流車電車艦船若くは鑛坑のことで又第百九條第一項に記載した物と云ふは現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑のことであります自分の家屋其他の物に火を放て焼燬した結果此等の物に延焼したときは三月以上十年以下の懲役に處せられます第二項の前條第二項の罪を犯し因て前條第一項に記載したる物に延焼したと云ふ前條第二項と云ふは自分の所有に係る馬車、人力車、廢屋、柴草肥料等を貯ふる屋舎又は山林の竹木田野の穀類等のことで此等の物を焼燬した結果他人所有の物に延焼したときは三年以下の懲役に處せられます而して本條は本法の newly 設けた條文であります、

第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は第百八條の火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車艦船若くは鑛坑を燒燬する罪及び第百九條の第一項は火を放て現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑を燒燬する罪の未遂は之を罰すると云ふことを規定した條文で此放火の未遂を罰するは此等の罪は社會に對する危険は至大なる爲めであります然らば如何なる程度に到れば未遂で如何なる程度に到れば既遂であるかと云へは其目的物件に火を放ちたるのみであれば未遂で其目的とした物件の大部分を燒き使用することが出来ない程度に到れば既遂であります、而して本條は本法の newly 設けた條文であります、

第百十三條 第百八條又ハ第百九條ノ第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

本條は放火罪の豫備を爲したる者の處分に關する規定で本條に第百八條又は第百九條の第一項の罪を犯す目的を以て云々とありますが此第百八條は火を放て現に人の住居に使

用し又は人の現在する建造物艦船等重要な財産で第九九條の第一項も人の住居に使用せず又は現在しないとしても家屋其他艦船等是又重要な財産でありますから此等重要の財産に對し放火する考で其豫備をした者は二年以下の懲役に處せられます元來豫備の所爲は罰しないのは原則であります然れども放火罪の如き社會に對する危険の大なる犯罪に付ては例外として罰することゝしたのであります而して放火罪の豫備とは家屋其他の物件に火を放ち考にてマッチ又は石油を準備する等のことでもあります又此豫備の所爲を罰するは害を未發に防かんとする政略上の理由より出たのであります然れども社會に對する危害の尠なきときは時に其刑を免せられることがあります本條は本法の newly 設けた條文であります、

第百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方

法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は火災の際鎮火を妨害した者の處分に關する規定で火災とは放火と失火と雷其外爆發物の爲めに發火したに拘らず荷も火の爲めに財産を失つたときは火災であります、又

鎮火とは火を消し鎮めると云ふことで而して此鎮火用の物と云ふはポンプ、梯子、尖端等のことでもあります、此等消防用の器具を隱匿又は損壞若くは其他の方法を以て鎮火を妨害した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます隱匿とは消防用の器具を隠し其發見を妨げることと損壞とは使用することが出来ない様に破ることとあります、又其他の方法と云ふは消防夫の火事場に駆け付くを遮り又は消火用の水を流通せしめない等のことを云ひます、

本來火災の際鎮火即ち消防に従事するは社會の生存上最も必要のこととあります然に舊刑法は此點に付き何等の規定がありませんから、本法は必要を認めて本條を新に設けたのであります、

第百十五條 第百十條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自

己ノ所有ニ係ルトキト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル物ヲ燬燒シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

本條は差押を受け物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付した自分所有の家屋其他の物件を燒燬した者の處分に關する規定で本條に第九條第一項及び第十條第一項に記載したる物自己の所有に係る云々とありますが此第九條の第一項に記載した物と云ふは現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑のことで第十條第一項に記載した物とは馬車、人力車、廢屋柴草肥料等を貯ふ屋舎山林の竹木田野の穀類等のことでもあります、此等自分の所有に係る物であつても、差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付した物を燒いたときは他人の物を燒いたと同じく處分すると云ふことでもあります、而して差押を受けたと云ふことは強制執行の爲め執達吏に差押へられた物のことで物權を負擔しと云ふことは自分の家屋其他の物を質又は抵當に入れたことでもあります又賃貸と云ふことは自分の家屋其他の物を賃金を取つて他人に貸すことで保險に付した物と云ふは自分の家屋其他の物に保險料を支拂つて其物に付き燒失等の損害あつたとき保險料の數倍を得ることを約定することを云ひます、即ち自分の物であつても此等差押を受け物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付した物を燒いたときは其

の物の上に有する他人の權利を害して丁度他人の物を燒いたと同一でありますから、本條に於て此等の物を燒いたときは他人の物を燒いたと同一に處分すると云ふことでもあります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第一百六條 火ヲ失シテ第九條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

本條は失火罪を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に火を失して第九條に記載したる物云々とありますか此火を失すると云ふことは過て火を失したと云ふことと即ち不注意に因り火を疎末にした爲め火事を

出したと云ふこととあります、此不注意に因り火を失し第百八條に記載した物又は第百九條に記載した自分所有に係る物を焼いたときは三百圓以下の罰金に處せられます、而して第百八條に記載した物と云ふは現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物汽車電車艦船若くは鑛坑のことで第百九條に記載した自分の所有に係る物と云ふは現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若くは鑛坑のことであります

第二項の火を失して自己の所有に係る第百九條に記載したる物又は第百十條に記載したる物を焼燬し因て公共の危険を生せしめたる者と云ふは第一項に陳へた物のことにて第百十條に記載した物と云ふは馬車人力車廢屋柴草又は肥料等を貯ふる屋舎山林の竹木田野の穀類等のことであります、火を失して此等自分の所有に係る物を焼燬し因て公共即ち多數の人に迷惑を懸けたときは第一項と同しく三百圓以下の罰金に處すと云ふこととあります、本項に因て公共の危険を生せしめとありますから、公共の危険を生せしめないと云ふは本項の失火罪として處分されまらん、而して本條は舊刑法第四百九條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第百十七條 火藥瀋罐其他激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

本條は火藥瀋罐其他激發する物を破裂せしめて家屋其他の物を損壞した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に火藥瀋罐其他激發すべき物を破裂せしめて第百八條に記載した物又は他人の所有に係る第百九條に記載した物を損壞した者は云々とあります、此火藥瀋罐其他激發すべき物は火を發し易し

き最も危険の物であります然に此火の發し易しい危険な物を使用して第百八條に記載した人の現在する建造物汽車電車艦船若しくは鑛坑及び他人の所有に係る第百九條に記載した現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物艦船若しくは鑛坑を損壞した者は放火と同じく處分すると云ふことであり、又本條後段の自己の所有に係る第百九條に記載した物と云ふは前段の第百九條に記載し物のことと第百十條に記載した物と云ふは馬車廢屋柴草又は肥料等を貯ふる屋舎山林の竹木田野の穀類等のこととあります、火藥液罐其他激發すべき物を破裂せしめて此等の物を損壞し因て公共の危険を生せしめたときも亦放火の例に倣つて處分すると云ふこととであります、

第二項の前項の行爲過失に出でたるときは失火の例に同じと云ふは過失即ち不注意に因て自分又は他人の所有に係る本條の第一項に規定しある物を損壞したときは失火罪と同じく處分すると云ふこととであります

本條は舊刑法第四百十條を修正した規定であります

参照刑法

第四百十條 火藥其他激發すべき物品又は煤氣蒸汽機を破裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者は其故意に出でたる過失に出でたるを分ち放火失火の例に照して處断す

第百十八條 瓦斯電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身体又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流失セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

本條は瓦斯電氣又は蒸汽を漏出若しくは流失せしめ又は之を遮斷し因て人の生命身體又は財産に危険を生せしめた罪及び因て人を死傷に致した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に瓦斯電氣又は蒸汽を漏出若しくは流出せしめ又は之を遮斷し云々とあります此瓦斯電氣蒸汽なる物は文明の利器で便利にし且必要の物であります、然れども又實に危険な物であります、故に此等の物を取扱

には常に能く注意をして苟も漏出若くは流出せしめてはなりません若し之が注意を怠つて漏出若くは流出又は之を遮断し因て人の生命身體又は財産に危害を與へた者は三年以上の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます。

第二項の瓦斯電氣蒸氣を漏出若くは流出せしめ又は之を遮断し人を死傷に致した者は云々と云ふは本條第一項の罪を犯し因て人を死傷に致したときは其情狀は重くありますから傷害罪の罪に比較して重きに從て處分すると云ふことであります而して本條は本法の新に設けた條文であります。

第七章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

總 說

本章は溢水及び水利に關する規定で溢水とは水を溢れしめて水路以外に水を流出せしむること、水利とは耕地に水を灌ぐ等水を利用することを云ひます而して本章は舊刑法の決水の罪と云ふことを改めた規定で舊刑法には水害の際防水を妨害した者を處分する規定なく且溢水に付ては其手段を堤防の決潰と水閘の破壊とに制限してあります。か溢水の手段は獨

り此等の手段に限る者でないはかりでなく手段方法を條文に掲ぐるは時に脱漏の虞がありますから本法は之を掲げないことに改めました。

第一百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物瀛車電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は溢水の罪を犯した者の處分に關する規定で本條に溢水せしめて現に人の住居の使用に供し又は人の現在する建造物汽車電車若くは鑛坑を浸害した者とありますが、此等の物は既に第八條に於て説明しましたから重て説明しません。か唯浸害と云ふことに付き一言しなければなりません。即ち浸害とは水を溢れしめて家屋其他の物を流失せしめ使用することは出來ない様にしたことを云ひます。故に本條と第八條とは其立法の主旨は同一で唯異なる處は本條は水の害に關すると第八條は火の害に關する點丈けであります。而して本條の罪を犯した者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處せられます。本條は舊刑法第四百十一條の第一項を修正した規定で舊刑法は人の住居した家屋を漂流

したとありますが汽車電車鑛坑等も家屋と同じく重要な物でありますから、本法は此等の物も溢水せしめて浸害した者は家屋を浸害した者と同じく處分することと改めまし
た、

参照舊刑法

第四百十一條 堤防を決潰し又は水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者は無期徒刑ニ處す

第二百二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ

公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又

ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前條ノ例ニ依ル

本條は溢水せしめて前條に記載した以外の物を浸害した者の處分に關する規定で第一項

と第二項より成りたる條文であります而して第一項に溢水せしめて前條に記載した以外

の物と云ふは本法第九條第十條に記載した物のことにて即ち第九條に記載した物

と云ふは現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物鑛坑等のことと第九條に

記載した物と云ふは馬車人力車廢屋柴草肥料等を貯ふる屋舎山林の竹木田野の穀類等の

こととあります、此等の物を浸害し因て公共の危険を生せしめた者は一年以上十年以下

の懲役に處せられます

第二項の浸害したる物自己の所有に係るとき其物は差押を受け物權を負擔し又は賃貸し

若くは保險に付したるときに限り前項の例に依ると云ふは差押を受け物權を負擔し又は

賃貸し若くは保險に付した場合には自分の物であつても他人の物を浸害したときと同じ

く一年以上十年以下の懲役に處せられると云ふこととあります、而して本條の差押を受

け物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付した自分の所有物と云ふことは第九十五條に

規定した物と同一の物でありますから重て説明しません

本條第一項は舊刑法第四百十一條の第二項及び第四百十二條を繼ぎ合せた條文で第二項

は本法の newly 設けた條文であります、

参照舊刑法

第四百十一條 第二項人の住居せざる家屋他の建造物を漂失したる者は重懲役に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃鑛坑牧場等を荒廢したる者は輕懲役に處す

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水害ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は水害の際防水用の物を隱匿又は損壞した者の處分に關する規定で本條の水害の際とは大出水にて損害を生ずる恐れある場合のことにて防水用の物とは土石木材等のことを云ひます此等の物を隱匿若くは其他の方法を以て防水を妨害すると云ふ其他の方法とは堤防を決潰し又は水閘を破る等の所爲を云ふ此等の方法を以て防水を妨害した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます、

此溢水に關する罪は放火の罪と同じく多數の人に危害を與ふる重大の犯罪でありますから、水害の際防水用の物件を隱匿し又は損壞し若くは其他の方法を以て防水を妨害した者は火災の際消防を妨害したと同じく嚴重に罰しなければなりません故に放火罪に關する第十四條と同一の理由に依り本法は本條を新に設けたのであります、

第二百一十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第二百一十九條ニ記載シタル物

ヲ浸害シタル者又ハ第二百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ三百圓以ノ罰金ニ處ス

本條は過失に因り溢水せしめて第十九條に記載した物又は第二十條に記載した物を浸害し因て公共の危險を生せしめた者の處分に關する規定で此第十九條に記載した物と云ふは現に人の住居に使用又は人の現在する建造物汽車電車若くは鑛坑等のことである第二百二十條に記載した物と云ふは人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物汽車電車鑛坑若くは廢屋柴草肥料等を貯ふる屋舎山林の竹木田野の穀類等のことであります過失に因り溢水せしめて此等の物件を浸害し因て公共の危險を生せしめた者は三百圓以下の罰金に處せられます而して本條も失火罪に關する第十六條と同一の規定で唯異なる處は第十六條は過失に因る失火と本條は過失に因る溢水との差ある丈けでありますから重で説明しません

本條は舊刑法第四百十四條と同一の規定であります

参照舊刑法

第四百十四條 過失に因て水害を起したる者は失火の例に照して處断す

二百二十四

第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害トナルヘ

キ行爲又ハ溢水セシムヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は水利を妨害し又は溢水せしむべき行爲を爲したる者の處分に關する規定で本條に堤防を決潰し水閘を破壊し其他水利の妨害と爲るべき行爲云々とありますが此堤防とは水の溢れるを防ぐ爲めに造つた土手のことにて破壊とは此堤防を破ることを云ひます又水閘とは水の流通を便利にする爲め造つた水門のこととて毀壞とは是又破ることを云ひます其他水利の妨害となるべき行爲と云ふは水の源を涸らし又は自分の耕地に水を引く爲め他人への分水堰を止める等のこととであります、而して此等の行爲を以て水利の妨害となるべき行爲又は溢水せしむべき行爲を爲した者は二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百圓以下の罰金に處せられます。

本條は舊刑法第四百十三條を修正した規定であります

参照刑法

第四百十三條 他人の便益を損し又は自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

總說

本章は往來を妨害する罪に關する規定で往來の妨害とは通路又は橋梁を損壞若しくは壅塞して人馬の通行を不便又は不能ならしめることを云ひます而して本章は舊刑法の往來及び通信を妨害する罪と云ふを改めた規定で元來往來を妨害する罪と通信を妨害する罪とは其性質を異にする者でありますから本法は此二者を區別し本章に於て往來を妨害する罪のみを規定したのであります

第二百二十四條 陸路水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ

生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重

二百二十五

キニ從テ處斷ス

本條は往來の妨害を生せしめた者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に陸路水路又は橋梁を損壞又は壅塞して往來の妨害を生せしめた者とあります此陸路とは陸上の道路のことで水路とは河海に於ける艦船の航路のことであります又橋梁とは河海に架した橋のことで何れも人馬の通行を便利にする爲め必要の物であります又損壞若くは壅塞とは陸路水路橋梁等に木材土石等を横へ人馬の通行を遮り又は陸路に堰を掘り橋梁を破壊する等のことを云ひます此等の行爲を以て往來の妨害即ち通行の不便又は不能を生せしめた者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます

第二項の前項の罪を犯し因て人を死傷に致すと云ふは陸路水路又は橋梁を損壞若くは壅塞し往來の妨害を爲した結果人を傷け又は死に致したと云ふことで此等前項の罪を犯し人を死傷に致した者は傷害の罪に比較し其情重き故に傷害の罪よりも重く處分すると云ふことであります

本條第一項は舊刑法第六十二條を修正した規定で第二項は第六十八條を修正した規定であります

参照刑法

第六十二條 道路橋梁河海港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者は毆打創傷の本條に照し重きに從て處斷す

第二百二十五條 鐵道又ハ標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

本條は汽車電車艦船の往來の危険を生せしめた者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に鐵道又は標識を損壞し又は其他の方法を以て汽車電車の往來の危険を生せしめた者とあります此鐵道と云ふことは讀んで字の如く鐵道のことにて標識とは鐵道の目標のことであり又損壞若くは其他の方法を以て

汽車又は電車の往來の危険を生せしめたと云ふことは鐵道又は標識を破壊し若くは鐵道に木材土石を横へ又は偽りの標識を建てること此等の行爲を以て汽車又は電車の往來の危険を生せしめたる者は二年以下の有期懲役に處せられます而して危険を生せしめたと云ふことは汽車電車を顛覆若くは衝突又は脱線せしむることでありませ

第二項の燈臺又は浮標を損壞し又は其他の方法を以て艦船の往來の危険を生せしめたと云ふ燈臺とは艦船航海の安全を謀る爲めの燈火のことで浮標とは海上の難所と云ふことを示す目標のことであります此等は何れも艦船航海上最も必要な物で而して此等の物の損壞其他の方法を以て艦船の往來の危険を生せしめたと云ふは燈臺若くは浮標を破壊又は此等の位置を換ゆる等のことを云ひます此等の方法を以て艦船の往來の危険を生せしめたる者は第一項と同じく二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます而して艦船とは軍艦及び商船のことにて此艦船に危険を生せしめると云ふことは艦船を顛覆又は沈没せしむると云ふことであります

本條第一項は舊刑法第百六十五條と修正した規定で第二項は舊刑法第百六十六條と修正

した規定であります

参照舊刑法

第百六十五條 汽車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危険なる障害を爲したる者は重懲役に處す

第百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安全を保護する標識を損壞し又は詐偽の標識を顯示したる者は亦前條の例に同じ

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者

ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ壞没又ハ破壊シタル者亦同シ

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ

處ス

本條は人の現在する汽車電車又は艦船を顛覆又は破壊した者の處分に關する規定で第一項と第二項と第三項より成りたる條文であります、而して第一項に人の現在する汽車又は電車を顛覆又は破壊したる者とありますが、此人の現在する汽車又は電車と云ふこと

に付ては別に説明を要しませんが、顛覆と云ふこと、破壊と云ふことに付き、一言をしな
ければなりません、即ち顛覆と云ふことは、汽車及び電車を線路外に脱出することを云
ひ、破壊とは汽車又は電車の全部又は其大半を破つて使用することが出来ない様にす
ることであり、此等人の現在する汽車又は電車を顛覆若しくは破壊した者は無期又は三
年以上の懲役に處せられます、

第二項の人の現在する艦船を覆没又は破壊したる者亦同じと云ふは、人の現在する艦船
を覆没又は破壊した者は第一項と同じく、無期又は三年以上の懲役に處せられると云ふ
ことであります、

第三項の前三項の罪を犯し因て人を死に致したる者と云ふは、第一項と第二項の罪を犯
した結果人を死に致したと云ふことで、人を死に致した者は死刑又は無期懲役に處せら
るゝと云ふことであります、

本條第一項及び第三項は本法の newly 設けた規定で、第二項は舊刑法第四百十五條を修正
した規定であります

参照舊刑法

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人を乗載したる船舶を覆没したる者は死刑に處す 但船中死亡者なきは無
期徒刑に處す

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若

クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同
シ

本條は第二百二十五條の罪を犯し因て汽車、電車、艦船を顛覆若しくは破壊した者の處分に
關する規定で即ち第二百二十五條の罪と云ふは、鐵道又は其標識を損壞し又は其他の方法
を以て汽車又は電車の往來の危険を生ぜしめ若しくは燈台又は浮標を損壞し又は其他の方
法を以て艦船の往來の危険を生ぜしめた罪であります、此等の罪を犯した結果汽車又は
電車の顛覆若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者は前條と同じく處分する
と云ふことで而して前條の例に同じと云ふは人の現在する汽車又は電車を顛覆又は破壊
したる者は無期又は三年以上の懲役に處せられるとて人の現在する艦船を覆没又は破壊

した者も無期又は三年以上の懲役に處せられ因て人を死に致したる者は死刑又は無期懲役に處せられると云ふことであります、

本條は舊刑法第六十九條の規定と同一であります、

参照舊刑法

第六十九條 第六十五條、第六十六條の罪を犯し因て瀕死を顛覆し又は船舶を覆没したるときは無期徒刑に處し人を死に致したるときは死刑に處す

第二百二十八條 第二百二十四條第一項 第二百二十五條及ヒ 第二百二十六條

第一項第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は第二百二十四條第一項 第二百二十五條 第二百二十六條の第一項第二項の罪は社會公衆に對する危険の犯罪でありますから、未遂の所爲までも罰して危険を未發に防くこととしたのであります、而して本條は舊刑法第七十條と同一の規定であります、

参照舊刑法

第七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシ

メ又ハ汽車電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は過失に因り汽車電車艦船の往來の危険を生せしめ又は汽車電車の顛覆若くは破壊艦船の覆没若くは破壊をした者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に過失に因り云々とありますが、過失とは不注意に因り豫期しない結果を生せしめたことで、此過失に因り汽車電車艦船の危険を生せしめ又は汽車電車の顛覆若くは破壊艦船の覆没若くは破壊の所爲のあつたときは、五百圓以下の罰金に處せられると云ふことであります、

第二項の業務に従事する者と云ふは、汽車電車艦船の機關士、運轉士等のことで、此等の者は其業務上特に諸事に注意する義務のある者であります、然に不注意にも汽車電

車艦船の覆没若くは破壊を致すは普通人に比し其情重き故に其業務に従事する者にして前項の罪を犯したときは、三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處することとしたのであります、而して本條は本法の所に設けた條文であります、

第十二章 住居ヲ犯ス罪

總 說

本章は住居を侵す罪に關する規定で住居を侵すと云ふことは、正當の權利なくして人の住居邸宅建造物若くは艦船内に侵入することを云ふのであります、而して本章は舊刑法の人の住居を侵す罪と云ふを修正した規定で舊刑法は住居と同様な艦船内に侵入した場合を規定しない爲め本法は舊刑法の此缺點を補ひ又舊刑法は侵入の方法等を規定してありますけれども、本法は之を不必要として省きました、

第三百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は人の住居を侵す罪に關する規定で、本條に故なく云々とありますが、此故なくと云ふことは、正當の權利なくしてと云ふことで則ち正當の權利なくして人の住居其他の場所に侵入したことであります、故に正當の權利あつて、人の住居に侵入するも、素より本罪ではありません、而して正當の權利あると云ふことは、法律規則を執行する爲め相當官吏は人の住居又は人の看守する邸宅建造物若くは艦船内に立入るか如きことを云ひ或は一人か所用あつて立入るは、皆正當の權利あつて、立入る適例であります、又人の住居とは人の現に住居する所を云ひ、人の看守する邸宅とは別荘又は庭園等のことであります、建造物と云ふは、人の住居以外の各官衙學校病院神社佛閣等を云ひ艦船とは商船と軍艦とに拘らず海上に於ける住居のことであります、此等の場所に故なく侵入し退去の要求を受けて其場所を去れば本罪ではありません、去らなければ本罪であります、而して本條の罪を犯した者は三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられます、本條は舊刑法の第七十一條と第七十二條を繼ぎ合せたのを修正した規定で舊刑法は晝間の侵入と夜間の侵入とを區別し且侵入の加重條項を條文として掲げてあります、

本法は此等のことは事實裁判官の認定に任じしこととして之を省きました、又舊刑法は陸上の住居と同じき水上の艦船内に侵入した場合を規定しない爲め、不便でありましたから、本法は新に艦船を加へて陸上の住居と同じく之を保護することとしたのであります

参照舊刑法

第七十一條 査問故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は十一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時は一等を加ふ

- 一 門戸牆壁を踰越損壊し又は鎖鑰を開きて入りたる時
- 二 兇器其他犯罪の用に供すべき物品を携帯して入りたる時
- 三 暴行を爲して入りたる時
- 四 二人以上にて入りたる時

第七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

前條に記載したる加重すべき所爲あるときは一等を加ふ

第三十一條 故ナク皇居禁苑離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三
月以上五年以にノ懲役ニ處ス
神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

本條は皇居、禁苑、離宮、行在所、神宮又は皇陵に侵入した者の處分に關する規定で、而して本條に云ふ皇居とは、天皇陛下の御居所のことで、禁苑とは、天皇陛下の御庭前のことで離宮とは、濱離宮と云ふがごとき離れ御殿等のことであります、又行在所とは、天皇陛下の御臨幸の際の御宿所のことにて、神宮とは、伊勢の大神宮のことにて、皇陵とは、歴代天皇の御墳墓のことを云ひます、此等皇居と云ひ禁苑と云ひ、行在所神宮皇陵等は臣民の濫りに立入ることを得ざる處で、此等の場所に立入れは本罪であります、然れども、天皇陛下の御許しを得て拜觀するが如きは素より本罪ではありません、而して本罪を犯した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、
本條の罪の前條の罪に比し重いのは皇居等は神聖にして侵すことが出来ない場所であるからであります、而して本條は舊刑法第七十三條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者は前條の例に照し各一等を加ふ

第三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は住居を侵す罪の未遂罪は之を罰すると云ふことを規定した條文で一讀明了でありますから説明しません

第十三章 秘密ヲ犯ス罪

總 說

本章は秘密を侵す罪に關する規定で秘密とは人に知らるゝを憚ること、犯すと云ふことは、秘密を破ると云ふことであります、舊刑法は之を誹毀罪の一種として規定しましたか
元來人の秘密を侵すこと、人を誹毀すること、は全く其性質を異にしますから、本法は之を誹毀の罪より分離して新に本章を設けたのであります、

第二百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は信書の秘密を侵した者の處分に關する規定で本條に故なく封緘した信書を開披した者とありますが、此故なくと云ふことは、正當の理由なくと云ふことで、即ち理由なくして封緘した信書を開披した者は、本罪であります、而して封緘した信書とは封じた他人

の手紙のことで、他人の信書であつても、封緘ない物又は他人宛の信書を自分宛ての物と誤信て開披した者の如きは、本罪ではありません、本罪となるには必らず封緘した他人の信書で開披の權利なき者は開披して始めて本條の罪となるのであります、而して本條の罪を犯した者は一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます、舊刑法には此等の規定がない爲め、不便でありましたから、本法は新に本條を設けて其不便を除くこととしたのであります、

第二百三十四條 醫士藥劑士藥種商產婆辯護士辯護人公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦

本條は他人の秘密を守るべき義務ある者は其職務上取扱つたことに付き知つた秘密を他に漏した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に醫士、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又は此等の職に在りし者とあります、此等の者は、人の秘密に關する事柄に付き依頼を受ける職に在る者で、即ち醫士の癩病患者の診察又は治療の依頼を受くるが如き藥劑師、藥種商の藥種の調劑又は販賣等の依頼を受け產婆の産婦を診斷する辯護士辯護人の民刑訴訟事件若しくは財産上の權利義務に付き辯護又は鑑定依頼を受くる公證人の契約書作成の依頼を受くる等皆人の秘密に關する事柄でありますから此秘密は守らねばなりません若し此等の秘密を守らないで他人に漏せば本罪で、而して本罪を犯した者は六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます、

又本條に此等の職にありし者云々とありますから、現に其職にある者は勿論其職を去つた後であつても、人の依頼を受けた秘密は理由なく之を他に漏すことは出来ません、然

れども取扱つた事に付き、とありますから、取扱はない事柄に付き居る人の秘密に付て之を他人に漏すも本罪ではありません、而して秘密とは他人に知らるゝを憚る人の内事に關することを云ひます、

第二項の宗教若しくは祈禱の職に在る者と云ふは、神官又は僧侶の如き者のことにて此等の者も亦職務上人の秘密に關し依頼を受ける職にある者であれば、此等、人の秘密に付き依頼を受けた者は其秘密を他に漏したときは第一項の罪と同じく六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第三百六十條を修正した規定であります

参照舊刑法

第六十條 醫士藥商產婆又は代官人代書人若しくは神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事に因り知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論し十一月以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限りにあらず

第二百二十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は秘密を侵す罪は被害者の告訴を待て之を論すると云ふことを規定した條文で即ち

第三百三十三條の人の信書を開披する罪も第三百二十四條の業務上取扱つたことに付き知つた人の秘密を漏す罪は害のあるや否やは、其人に因る者で他より之を判断することは出来ませんから、此等秘密を侵す罪に付ては告訴すると否やは、一に被害者の考に任ずる以て至當とするか故に本章の罪は被害者の告訴を待て其罪を論ずることゝしたのであります

本條は舊刑法第三百六十一條と同一の規定であります

参照舊刑法

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親族の告訴を待て其罪を論ず

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

總 說

本章は阿片煙に關する規定で、阿片煙とは、我國の煙草に似て又異なつて居る毒物であります、之を吸食する悪習盛に支那に行はれ人身に非常な害毒を與ふる者でありますから、其傳播を恐れ之を防ぐ爲め本章を設けたのであります、而して本章は舊刑法の阿片煙に關

する罪と同一の規定であります

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以

テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノに役ニ處ス

本條は阿片煙の輸入製造販賣又は販賣の目的を以て所持し居る者の處分に關する規定で、此本條の阿片煙の輸入と云ふことは外國より、我國に持來ることにて、製造とは讀て字の如く製し造ることであり又販賣とは他人に賣買することにて、所持とは持居ることとあります、而して此阿片煙を輸入するか製造するか販賣するか又は販賣の目的を以て所持した者は六月以上七年以下の懲役に處せられます本條は舊刑法の第二百三十七條を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百三十七條 阿片煙を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者は有期徒刑に處す

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入製造又ハ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處

本條は阿片煙吸食の器具を輸入製造販賣又は販賣の目的を以て所持し居る者の處分に關する規定で此阿片煙吸食の器具を輸入製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、本條と前條とは殆んど同一の規定で唯異なる處は前條は阿片煙に關する規定で本條は阿片煙吸食の器具に關する點のみで別に説明を要しませんから、説明をしません、而して本條は舊刑法第二百三十八條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第二百三十八條 阿片煙を吸食するの器具を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者は輕懲役に處す

第二百二十八條 稅關官吏阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は稅關官吏阿片煙及び阿片煙吸食の器具を輸入し又は輸入を許したときの處分に關する規定で、此稅關官吏と云ふは外國より日本に輸入する物品又は日本より外國に輸出

する物品に付き正不正を檢査する職にある官吏のことを云ひます、此稅關官吏は阿片煙又は阿片煙吸食の器具を輸入し又は其輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に處せられます稅關官吏の普通人に比し其刑の重いのは犯すに易くして防ぐに難い爲めであり、而して本條は舊刑法第二百三十九條を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百三十九條 稅關官吏事情を知て阿片煙及び其器具を輸入せしめたる者は前二條の刑に照し各一等を加ふ

第二百二十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は阿片煙を吸食した者及び吸食せしむる爲め房屋を給與し利を圖りたる者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項は阿片煙を吸食した者の處分で、阿片煙を吸食した者は三年以下の懲役に處せられ第二項は阿片煙を吸食せしむる爲め座敷を取つて座敷を貸し利を圖りたる者の處分で阿片煙を吸食せしむ

る爲め座敷を貸して利益を圖つた者は六月以上七年以下の懲役に處せられます
本條第一項は舊刑法第二百四十一條を修正した規定で第二項は舊刑法第二百四十條の第一項を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百四十條 阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者は輕懲役に處す

第二百四十一條 阿片煙を吸食したる者は二年以上三年以下の重禁錮に處す

第二百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は阿片煙又は阿片煙吸食の器具を所持した者の處分に關する規定で阿片煙及び阿片煙吸食の器具を所持した者は、一年以下の懲役に處せられます、而して本條は舊刑法の第二百四十二條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第二百四十二條 阿片煙及び阿片煙吸食の器具を所有し又は受寄したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處す

第二百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は阿片煙に關する罪の未遂罪は之を罰する旨を規定した條文で、此阿片煙に關する罪は其危害は甚しい爲め未遂の所爲を罰して危害を未發に防ぐこととしたのであります、而して本條は舊法の新に設けた條文であります

第十四章 飲料水ニ關スル罪

總說

本章は飲料水を汚穢した罪に關する規定で飲料水とは人の飲料に供する水のことであり、而して本章は舊刑法の飲料の淨水を汚穢する罪と云を修正した規定で舊刑法は水道に由り公衆に供給する飲料の淨水を汚穢した規定を飲等其範圍狹隘に失しますから本法は之を修正したのであります、

第二百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は人の飲料に供する淨水を汚穢した者の處分に關する規定で、本條に人の飲料に供する淨水云々とありますが、此人の飲料に供する淨水とは人間の毎日飲み食ひに用ゆる井戸の水又は河の水等のことで汚穢とは泥土塵芥等の汚物を入れて飲料の用に供することが出來ない様にしたことを云ひます、而して人の飲料に供する淨水を汚穢して之を用ゆることが出來ない様にした者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられます、本條は舊刑法第二百四十三條と同一の規定で唯其刑期を異にした丈けであります

参照舊刑法

第二百四十三條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふること能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百四十三條 水道ニ由り公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は水道に由る飲料水を汚穢した者の處分に關する規定で、本條に水道に由りとあり

ますが、此水道と云ふことは、鐵管を布設して公衆の用に供する飲料の淨水を引く水道のことで東京及び横濱の水道の如き物を云ひます、水源とは鐵管に由り水を引く源のことで、此水道と云ひ水源と云ひ、公衆に供給する飲料水の爲めに必要の物であります、然に此必要な水道及び水源に泥土塵芥等の汚物を入れ因て之を公衆の用に供することが出來ない様にする等は最も惡むべきことでありますから、水道及び水源を汚穢した者は六月以上七年以下の懲役に處することとしたのであります、本條の罪の前條より其刑の重いのは前條は一個人に對する犯罪で本條は公衆に對する犯罪であるからであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第二百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他健康ヲ害スヘキ物ヲ混入シタル物ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

本條は飲料の淨水に毒物其他人の健康を害すべき物を混入した者の處分に關する規定で本條に毒物其他健康を害すべき者とありますが、此毒物とは毒藥は勿論總て人の身體に害のある物のことで其他健康を害すべき者と云ふは腐敗した物の如き人の健康を害する物の

ことであります、而して此毒物其他健康を害すべき物を人の飲料に供する浄水に混入したる者は三年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第二百四十四條と同一の規定であります、唯舊刑法には水質を變じ又は腐敗せしめたとありますが、此等は毒物混入の結果でありますから、歸する處は同一であります、

参照舊刑法

第二百四十四條 人の健康を害すべき物を用ひて水質を變じ又は腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重懲に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は前三條の罪を犯し因て人を死傷に致した者の處分に關する規定で即ち前三條の規定とは第二百四十二條の人の飲料に供する浄水を汚穢した罪第二百四十三條の水道に由り公衆の用に供する浄水及び其水源を汚穢した罪及び第二百四十四條の浄水に毒物其他健康を害すべき物を混入した罪のことで、此等の罪を犯した結果人を死傷に致した者は傷害の罪

に比較し重きに從て處分すると、ふことであります、而して本條は舊刑法第二百四十五條と同一の規定であります、

参照舊刑法

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ水源ニ毒物其他他人ノ健康ヲ害スヘキ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

本條は水道に由る飲料の浄水又は其水源に毒物其他健康を害すべき物を混入した者の處分に關する處定で、即ち水道に由り公衆の用に供する飲料の浄水又は水源に毒物其他健康を害すべき物を混入した者は二年以上の有期懲役に處せられ、又此等の罪を犯した結果人を死を致した者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處せられます、本條の刑の重い

のは其被害は多數の人に及ぶ爲めであります、而して本條は本法の所に設けた條文であります

第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シテ

ル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞又は壅塞たりする者の處分に關する規定で本條に損壞又は壅塞とありますが、此水道の損壞とは鐵管を抜き取り又は鐵管に穴を穿ち等のことと壅塞とは木材又は土石を以て水道を塞ぐこととあります、何れも水の流通を妨げることで此水道の流通を妨げる考で公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞又は壅塞した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます、而して本條も本法の所に設けた條文であります

第十六章 通貨偽造ノ罪

總 說

本章は通貨偽造の罪に關する規定で通貨とは、交換の手段として法律の特に制定した物の

ことで貨幣と紙幣銀行券の總稱のこととあります、而して貨幣に金貨と銀貨と銅貨との三種あります、舊刑法は此貨幣の種類に依り刑の輕重を區別しましたが、金貨の偽造であるから其罪が重い銅貨であるから輕いのと云ふ理由はありませんから本法は之が區別を廢しました又舊刑法に銀行券の偽造變造に付ては何等の規定もありませんから本法は銀行券の偽造又は變造に付ても他の貨幣紙幣と同じく罰することとしたのであります

第四百十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ偽造

若ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造變造ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

本條は行使の目的を以て通貨の偽造變造を爲し又は偽造變造の通貨を行使し若くは行使の目的を以て之を人に交付し又は輸入した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第二項に行使の目的を以て通用の貨幣紙幣又は銀行券

を偽造又は變造した者とありますが、此行使と云ふことは自己又は他人の爲めに使用する
ることで、左に行使の目的偽造及び變造に付て略説します

(一)行使の目的 此行使の目的と云ふことは、偽造變造の通貨と云ふことを知て、交換
の用に供した總ての場合のことで、例へば債務の辨濟として使用したと物品の代價とし
て使用したとに拘らず偽造變造の通貨を使用すれば行使であります、(二)偽造 此通貨
の偽造とは行使する考を以て造幣權のない者即ち貨幣を造る權利のない者は真正の通貨
に似た物を新に造るは偽造で、故に通貨の偽造は政府の造幣權を害すると同時に通貨の
真正を害した者であります、其結果として、犯人が真正の通貨と其實價と同一の物を造
ても偽造であります、されば政府は財政上の便利を圖り銀行に銀行券の發行を許す外政
府の手に成らない物は假へ實際に於て通貨の如く通用し居るとしても通貨と云ふことは
出来ません、彼の商人は價利の爲めに造た切手の如きは世の中に盛に流通して居ります
けれども通貨と云はないのは、其適例であります、(三)變造 變造に付ては貨幣と紙幣
とに依り異ります、貨幣の變造とは真正の貨幣に變更を加へて其價額を害すること、例

へば十錢銀貨の十の字の上に二の字を加へ二十錢としたのは變造であります、此貨幣の
偽造と變造との差は偽造は造幣權のない者は、新に真正の貨幣に似た物を造ること、變
造は真正な貨幣の一部に變更を加へて、其價額又は實質を減することであり、而し
て紙幣の變造とは真正の紙幣に變更を加へて他の紙幣に似た物を造ることを云ひます、
如此貨幣と紙幣に依り變造の意味を異にするは物の性質は異なる爲めであり、而し
て通貨を偽造變造する手段は金銀を溶かして鑄形に入れ又は適當な金屬の土臺に模様形
状等を打出し又は金銀貨の表裏を薄くし下等な他の貨幣に張付ける如き又紙幣及び銀行
券は木判に彫刻するも印刷器にて印刷するも、元より問ふ所ではありません、
茲に注意すべきは、偽造變造せし程度は何れも何人に見ても真正の貨幣と見誤るか如き
程度にあることは必要で銀貨を偽造するに其色を黒くし又は金銀貨を造變するに當り其
形を四角にする如きは偽造又は變造と云ふことは出来ません、然らば如何なる程度にあ
れば眞の貨幣と見誤るか場合は場合に依つて異なりますけれども、貨幣の材料形容文字模様
彩色等は最も参考となる者であります

此貨幣を偽造又は變造すれば、無期又は三年以上の懲役に處せられます

第二項に偽造變造の貨幣紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を交付し若く

は輸入したる者亦同じとありますか、此偽造變造の貨幣紙幣又は銀行券の行使と云ふこ

とに付ては。前にも陳べてありますから、重ねて説明しませんか、行使の目的を以て偽

造變造の貨幣紙幣又は銀行券を人に交付したと云ふ、此交付と云ふことに付ては、説明

しなければなりません、即ち交付とは物の所持を他人に移したことで、例へば偽造し

た千圓の貨幣を八百圓又は五百圓に賣り若くは其偽造した貨幣紙幣又は銀行券を贈與す

る等其名義の如何を問はず他人に偽造變造の通貨の所持を移せば交付であります、又輸

入とは總て物を外國より日本に持來ることにて、即ち本條に云ふ輸入とは偽造變造の貨

幣紙幣銀行券と云ふことを知り、日本へ持來つたことであります、而して其持來つた通

貨は犯人が外國に於て偽造又は變造した物であると、他人の偽造又は變造した物を買受

けて持つて來たと貰ひ受けて持つて來たとを問ひません、兎に角偽造變造の通貨と云ふ

情を知て外國より日本へ持來れば輸入であります、而して偽造變造の貨幣紙幣又は銀行

券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入した者は亦第一項と同じく、

無期又は三年以上の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第八十二條第八十四條第八十五條を繼ぎ合せた條文で舊刑法は總說

に於て陳べた如く金銀銅貨の種類の異なるに依り刑の輕重を區別し且舊刑法は貨幣の偽

造變造に止まる場合には其刑を輕くし、偽造變造して行使した場合には重くしてありま

すけれども元來通貨を偽造變造するは行使は目的であれば、既に行使の目的を以て通貨

の偽造變造をした上は行使したと行使しないと因て刑の輕重を區別する必要がありま

せんから、本法は此等犯罪の情狀に關することは事實裁判官に一任することとして、之

を省き又舊刑法は偽造變造の通貨を輸入した場合のみを規定し、偽造變造の通貨を行使

の目的を以て人に交付した場合の規定を欠いてありますから本法は之を加へて實際の必

要に應ずることとしたのであります

参照舊刑法

第八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造したる者は無期徒刑に處す若し變造したる者は輕懲役に處す
第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くは變造して行使したる者は内外國の區別に従ひ前

二條の例に照して處断す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者は輕懲役に處す若し變造して行使したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣紙幣又

ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造變造ノ外國ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ

以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

本條は行使の目的を以て内國に流通する外國の貨幣紙幣銀行券を偽造變造し又は偽造變造の外國の貨幣紙幣銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して本條の第一項と第二項は前條の第一項と第二項と殆んど其旨意が同一の規定で、唯異なる所は内國通用の通貨に關する規定で、本條は外國通用の通貨に關する規定であるとの差あるのみであります、即ち内國に於て流通する外國の貨幣紙幣又は銀行券と云ふは、我が日

本帝國に於て發行した通貨と同様に日本帝國に通用をして居る外國の通貨のことであり、而して行使の目的を以て内國に流通する外國の貨幣紙幣銀行券を偽造變造し又は偽造變造の外國の貨幣紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入した者は二年以上の有期懲役に處せられます、此本條の罪の前條の罪に比し其刑の輕いのは、外國通貨の信用を害するは内國通貨の信用を害するより其害が渺ない爲めであります、

本條は舊刑法第百八十三條を修正した規定で、舊刑法は内國に通用する金銀貨のみに限り其範圍狹隘を失しますから本法は貨幣は勿論紙幣及び銀行券を偽造變造し又は偽造變造の外國の貨幣紙幣銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入した者も處分することとしたのであります、

参照舊刑法

第百八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者は有期懲役に處す若し變造して行使したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

第百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ貨幣又ハ銀行券ヲ收得シ

タル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

二百六十

本條は行使の目的を以て偽造變造の貨幣紙幣又は銀行券を收得した者の處分に關する規定で、本條に行使の目的を以て偽造變造の貨幣紙幣又は銀行券を收得した者とありすが、此收得と云ふことは、凡て物を他人の手より自分の手に入るゝことで即ち本條に云ふ收得と云ふことは偽造變造の貨幣紙幣銀行券と云ふことを知て他人の手より自分の手に請取れは收得であります、而して自分の手に請取りたるは物を賣つた代價として請取つたと贈與を受けた爲めであるとに拘はりません本條の罪は通貨と云ふことを知て自分の手に入れるのは必要でありますから、若し偽造變造と云ふことを知らないで請取つたときは例へ偽造變造の通貨であつて、行使しても本條の罪とはなりません、自分の手に遣入つた後偽造變造の通貨と云ふことを知て行使すれば第五十二條の罪であります、而して偽造變造の貨幣紙幣銀行券を收得した者は三年以下の懲役に處せられます

本條は舊刑法第九十條を修正した規定であります

参照舊刑法

第九十條 偽造變造の情を知て貨幣を收受し之を行使したる者は偽造變造して行使したる者の刑に照し各二等を減す

其未だ行使せざる者は各三等を減す

第五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は前三條の未遂罪は之を罰すると云ふことを規定した條文で而して前三條と云ふは第四百四十八條第四百四十九條第五百五十條の三條で此三條に規定した通貨の偽造變造の罪は偽造變造を終れば世の中に流通して遂には他の眞正なる通貨の信用を害し之が爲め害を受ける者は無形の信用と云ふ利益を害すること重大でありますから、貨幣紙幣銀行券を偽造變造し又は此等偽造變造の貨幣紙幣銀行券を行使し若くは輸入交付、取得等の所爲に着手したときは未遂罪として之を罰すると云ふことであります、而して本條は本法の後に設けた條文であります、

第五十二條 貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造

ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其各價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降ス

二百六十一

コトヲ得ス

二二六十二

本條は偽造變造の通貨と云ふことを知らずに請取て行使した者の處分に關する規定で、本條の罪は他人より請取るときは偽造變造と云ふことを知らずに請取り請取つた後偽造變造の通貨であると云ふことを知て行使するか又は行使の目的を以て他人に之を交付したとき始めて成立する罪であります、最初より偽造變造の通貨であると云ふことを知て請取り、請取つた後之を行使すれば第五十條の罪で本條の罪ではありません、要するに本條の罪と第五十條の罪との差は他人より請取るとき偽造變造の通貨と云ふことを知て居るか否やにあつて、知て請取れば第五十條の罪で知らずに請取れば本條の罪であります、而して本條の罪を犯した者は其名價三倍以下の罰金に處せられます、名價とは其行使した偽造變造の通貨の價額のこと、例へば十圓の偽造金貨であるときは其十圓の三倍三十圓以下の罰金又は科料に處せられると云ふことであります、然れども但書を以て一圓以下に降すことを得すとありますから行使した偽造貨幣は十錢銀貨であるときは十錢の三倍三十錢でありますけれども、但書に依て三十錢の科料に處することは出

來ませんから此場合には一圓の科料に處すと云ふことであります、本條は舊刑法第九十三條と同一の規定であります、

参照舊刑法

第九十三條 貨幣を收受するの後に於て偽造又は變造なることを知りて之を行使したる者は其價額の二倍の罰金に處す但其罰金は二圓以下に降すことを得す

第五十三條 貨幣紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は貨幣紙幣銀行券の偽造變造の用に供する目的を以て其器械又は原料を準備した者の處分に關する規定で本條に貨幣紙幣又 銀行券の偽造又は變造の用に供する目的を以て器械又は原料を準備した者とありますが、此器械とは印刷器鑄形等のことで原料とは金銀銅又は紙片等のことであります此等器械及び原料の準備は通貨偽造變造の豫備で前にも陳ふる如く通貨偽造變造の罪は其害の及ぶ處は獨り一私人に止まらず社會全般に及

二二六十三

ふ者であれば豫備の所爲も罰して害を未發に防ぐ爲めに本條を設けたのであります、而して本條の罪を犯した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第八十六條の第二項を修正した規定であります

参照舊刑法

第八十六條 第二項偽造の器械を準備して未だ着手せざる者は各三等を減す

第十七章 文書偽造罪

總 說

本章は文書偽造罪に關する規定で文書偽造罪とは文書の眞正を模擬變更して害を生せしめて行使することを云ひます、而して文書とは人の思想を發表する記録のことにて此記録は手を以て筆記すると印刷其他の器械を以てするに拘らず文書であります、此等文書の眞正を模擬變更して害を生せしめなければ文書の偽造とはなりません、又文書の眞正を模擬變更すると云ふことは、新に文書を作るか又は既に存する文書を増減變更すること、即ち他人の名を盗み或る文書を作るか又は文書を作つた者の知らない間になんことをある様

に作ることであります、又害を生せしめると云ふことは、偽りの事實を掲げて其文書の證明をして居る證據力を害すること、即ち權利義務又は身分資格の獲得消失若くは確定等を證明する證據力を害することを云ひます、而して行使とは偽造變造の文書の事實を信用せしむる證據に當て又は當てんとしたときは行使であります、
本章は舊刑法官の文書を偽造する罪私書偽造の罪の一部免許鑑札及び疾病證書を偽造する罪と云ふを繼ぎ合せた規定であります

第一百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ若ハ偽造シタル御璽國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役に處ス

御璽國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者亦同シ

本條は詔書其他の文書を偽造又は變造した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項前段に行使の目的を以て御璽國璽若しくは御名を使用して詔書其他の文書を偽造しとありますが此行使と云ふことは、偽造した詔書其他の文書を使用することにて使用とは證明の用に供することであり、本條の偽造とは眞正な詔書其他の文書に模擬即ち眞似て文書を新に作ること而して其偽造した文書は何人か見ても眞正な詔書其他の文書と見誤るが如き程度にあることは必要であります、されば行使の目的を以て御璽國璽を押捺し若しくは御名を使用し詔書其他の文書を新に作れば詔書其他の文書偽造罪であります、詔書とは文書を以て臣民に下し給はる 天皇陛下の御書付のことで此文書は詔書又は敕書と云ふことがありますけれども其意味は同一であります、其他の文書とは陛下より外國の君主又は大統領に送り給ふ御親書若しくは外國との定約の正本使節の委任狀承諾書等のことで、又御璽とは 天皇陛下の御印のことで國璽とは日本帝國の印のことであります、而して御名の使用とは 天皇陛下の御名を不正に使用することであり、

又第一項の後段に偽造したる御璽國璽若しくは御名を使用して詔書其他の文書を偽造した者と云ふは偽造した御璽國璽若しくは御名を使用して詔書其他の文書を偽造することと前段の罪と後段の罪との差は前段の罪は眞正の御璽國璽若しくは御名を使用して詔書其他の文書を偽造するに依りて成立しますけれども、後段の罪は偽造した御璽國璽若しくは御名を使用して詔書其他の文書を偽造する點であります、此第一項の罪を犯した者は無期又は三年以上の懲役に處せられます、第二項の御璽國璽を押捺し又は御名を署したる詔書其他の文書を變造したる者亦同しと云ふ、此御璽國璽御名詔書其他の文書と云ふことに付ては第一項に於て説明しましたから再び説明しませんが變造と云ふことに付き説明しなければなりません、即ち變造とは眞正の詔書其他の文書を増減變更すること、此點は偽造と異なる要點で偽造は新に詔書其他の文書を作ることであり、變造は眞正な詔書其他の文書の一部に變更を加ふることであり、故に御璽國璽を押捺し又は御名を署した詔書其他の文書と云ふことは眞正の御璽國璽を押捺し眞正の御名を署した詔書其他の文書のことであれば

此等真正の詔書其他の文書を増減變更すれば本罪で、而して本罪を犯した者は第一項と同じく無期又は三年以上の懲役に處せられます。

本條は舊刑法の第二百二條の第一項を修正した規定で、舊刑法は詔書を偽造又は増減變更した者として行使の目的でなく、偽造した者も罰しなければならぬ不都合あるばかりでなく、御璽國璽御名の有無も不明でありますから、本法は行使の目的を以て御璽國璽御名を使用して、詔書其他の文書を偽造又は變造した者と修正したのであります。

参照刑法

第二百二條 詔書を偽造し又は増減變更したる者は無期徒刑に處す

第百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ルベキ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ルヘキ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作りタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は公務所又は公務員の作るべき文書若しくは圖畫を偽造變造した者の處分に關する規定で第一項と第二項と第三項とより成りたる條文であります、而して第一項の前段に行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若しくは署名を使用して公務所又は公務員の作るべき文書若しくは圖畫を偽造しとありますが、此行使の目的と云ふことは、偽造した文書若しくは圖畫を不正に使用すること、公務員とは官吏公吏其他法令に因り公務に従事する議員委員職員のことにて、公務所とは各公務員の職務を行ふ場所のことであります、此等公務所又公務員の作るべき、文書と云ふは法律命令各府縣令より、判決書訴訟記録

等總て各公務所及び公務員の作つた書類は勿論各公務所の諸帳簿往復文書及公務員は成
 事柄を證明して一人に下附すべき登記及び戸籍の謄本又は一人の差出した文書に公
 務所又は公務員の奥書した身分證明書等のことで又公務所又は公務員で作るべき圖書と
 は市町村役場備付けの土地及び建物の圖書裁判所の檢證圖書等のことであります、此等
 の文書又は圖書を偽造した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます、而して偽造と
 は公務所又は公務員の印章若しくは署名を不正に使用して公務所又は公務員で作つた文書
 若しくは圖書の如く新に作ることを云ひます、

又後段の偽造した公務所又は公務員の印章若しくは署名を使用して公務所又は公務員を作
 るべき文書若しくは圖書を偽造した者と云ふは偽造した公務所又は公務員の印章若しくは署
 名を使用して公務所又は公務員で作る文書若しくは圖書を偽造したとて、前條第一項の前
 段の罪と後段の罪は其理由は同一で前段の罪は行使の目的を以て真正な公務所又は公務
 員の印章若しくは署名を用ひ文書若しくは圖書を作つた罪で後段の罪は偽造した公務所又は
 公務員の印章若しくは署名を用ひて公務所又は公務員で作る文書若しくは圖書を偽造した罪で

あります、本罪を犯した者は前段の罪と同じく一年以上十年以下の懲役に處せられます
 第二項の公務所又は公務員の捺印若しくは署名した文書若しくは圖書を變造した者亦同じと
 云ふは公文書及び圖書の變造の罪のことで變造とは公務所又は公務員で作つた真正の文
 書若しくは圖書を増減變更すること即ち公務所又は公務員の捺印若しくは署名した真正の
 文書若しくは圖書の或る部分を削り又は或る部分に書き加へたことであります、而して本
 罪を犯した者は第一項の罪と同じく一年以上十年以下の懲役に處せられます

第三項の前二項の外の公務所又は公務員で作る文書若しくは圖書を偽造又は變造したと云
 ふは公務所又は公務員の印章若しくは署名のない文書若しくは圖書の偽造又は公務所若しくは
 公務員の捺印若しくは署名のない文書若しくは圖書を變造した罪のことで此等前二項以外の
 方法に依り公務所又は公務員で作る文書若しくは圖書の偽造變造は公務所又は公務員の印
 章若しくは署名なく又は偽造した公務所又は公務員の印章若しくは署名を使用しない等の
 方法に依り偽造變造した總ての場合のことに、例へば一人が官署に提出した文書若
 しくは圖書を偽造變造した場合は其適例であります、元來法律に於て文書偽造の所爲を罰

するのは文書を偽造する點を罰する譯けではなく其偽造の文書に信用を措ける爲めである各公務所又は公務員の作つた文書の信用あるは之が爲めであります故に此等公務所又は公務員の作る文書若しくは圖書に印章又は宛名のない物を偽造變造した者は前二項の罪に較べて其情が軽くありますから本項の罪を犯した者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處することとしたのであります

本條は舊刑法第二百三條の第一項を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百三條 官の文書を偽造し又は増減變換したる者は輕懲役に處す

第二百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖書ヲ作り又ハ文書若クハ圖書ヲ變造シタルトキハ印章署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

本條は公務員其職務に關し文書若しくは圖書を偽造變造した者の處分に關する規定で本條の罪は公務員と云ふ資格のない者はある者の様に偽つたときの處分ではなく、資格のあ

る者は之を亂用したときの處分であります、而して本條の前段に公務員其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若しくは圖書を作りとあります此公務員と云ふことは屢々陳ぶる如く官吏公吏其他法令に依り公務に従事する議員委員職員のことにて、此等の公務員其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若しくは圖書を作ると云ふことは公務員は自分の職務権限内に於て作る文書若しくは圖書を偽つて作ることにて假へば會計官吏の偽て支拂命令を作るが如き又町村長の町村役場備付けの圖書を作る等は皆公務員は其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若しくは圖書を作つた適例であります、而して本條に行使の目的を以てとありますから若し行使すると云ふ考なく誤て支拂の命令書を作るか又は參考の爲め圖書を作るが如きは元より本罪ではありません
又後段の文書若しくは圖書を變造したときと云ふは、公務員は其職務上眞正に作つた文書若しくは圖書の一部を増減變換したこと例へば會計官吏は千圓とあつた支拂命令書に千の字の上に二の字を入れて二千圓とした場合は變造であります
公務員は其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若しくは圖書を作り又は文書若しくは圖書

書を變造した者は印章署名の有無を區別し印章署名等あれば一年以上十年以下の懲役に處せられ印章若くは署名のないときは三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられます

本條は舊刑法第二百五條第一項を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又は増減變換して行使したる者は前二條の例に照し一等を加ふ

第五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利義務ニ關スル公

正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲナシシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲シシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓ノ罰金ニ處ス

前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は公務員に對し不實の申立を爲し權利義務に關する公正證書に不實の記載を爲さし

めたる者の處分に關する規定で第一項と第二項と第三項より成りたる條文であります、而して第一項に公務員に對し虚偽の申立を爲し權利義務に關する公正證書に不實の記載をなさしめた者とありますが、此公務員に對し虚偽の申立を爲すと云ふことは公務員に偽りの申立を爲すことにて例へば登記官吏に對し贈與を受けない土地を受けた稱して偽りの申立を爲すが如きことを云ひます、此等は自ら文書を偽造した者ではありませんけれども、登記官吏を詐きて不實の記載を爲さしめた者で其害は文書の偽造と異なることがありませぬから、文書偽造罪として罰するのであります、

權利義務に關する公正證書とは登記官吏か土地建物商業登記等權利の設定移轉保存變更處分の制限又は消滅に付き一人の申請事項を記載する登記簿戸籍吏の人の出生死亡婚姻養子縁組後見相續隠居失踪其他身分の變更等に付き一人の届出で事項を記載する身分登記簿又は公證人は一人の依頼に依り作る公正證書等のことであります

公務員に對し虚偽即ち偽りの申立を爲し此等權利義務に關する公正證書の原本に不實の記載をなさしめた者は二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます

第二項の公務員に對し虚偽の申立を爲し免狀鑑札又は旅券に不實の記載を爲さしめたる者と云ふは公務員に對し偽りの申立を爲し免狀鑑札又は旅券に不實の記載をなさしめて下附を受けることで而して免狀とは一定の資格ある者に對し公務所より特別の業務を爲す資格あることを證明する證書のことで例へば學校教員醫士辯護士に對し下附する免狀の如き鑑札とは公務所より種類の業務を爲すことを許可する證標のことで例へば地方官廳より下附する各種營業鑑札のことであります、又旅券とは外國へ旅行する者に公務所より下附する旅行免狀のことであります、此等免狀鑑札又は旅券の下附の申請を爲す者は其身分年齢氏名を偽り又は資格を偽り申請をした爲め當該公務所に不實の記載をなさしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられます、

第三項の前二項の未遂罪は之を罰すると云ふは、即ち公務員に對し虚偽の申立を爲したときは犯罪に着手した者であれば未遂として罰すると云ふことであります

本條は本法の新に設けた規定で舊刑法に此等の規定がない爲め疑義百出弊害に堪へませんから、本法は本條を設けて其弊を除くこととしたのであります

第五十八條

前四條ニ記載シタル文書若クハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ偽造ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル罪ト同一ノ刑ニ處ス

前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は偽造又は變造した文書若くは圖畫を行使した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に前四條に記載した文書又は圖畫を行使した者云々とありますが、此前四條と云ふは第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條のことで此等各條に記載した文書又は圖畫を行使した者は其文書又は圖畫を偽造若くは變造し又は虚偽の文書若くは圖畫を作り又は不實の記載をなさしめたる者同一の處分をすると云ふことで行使とは偽造又は變造に係る文書若くは圖畫を使用することであり、而して使用とは證明の用に供すること、即ち他人に之を提供すれば使用であります、故に前四條の他人の偽造變造した詔書其他の文書圖畫又は不實の記載

をした公正證書の原本であると云ふことを知て、行使すれば總て本條の罪であります
第二項の前項の未遂罪は之を罰すと云ふは元來本罪は印章偽造罪と密接の關係が
すから、未遂の所爲を罰して危害を未發に防ぐこととしたのであります、舊刑法には行
使罪のみを罰する規定がありません、然れども實際に於て他人の偽造變造した文書若く
は圖畫と云ふことを知て行使する者は多數でありますから、本法は其必要上本條を新に
設けたのであります、

第百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ
權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ記載シ又ハ變造
シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又ハ事實證明ニ
關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役
ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利義務又ハ事實證

明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造
又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は權利義務又は事實證明に關する文書(私文書)若くは圖畫を偽造又は變造した者の
處分に關する規定で第一項と第二項と第三項とより成りたる條文であります、而して第
一項の前段に行使の目的を以て他人の印章若くは署名を使用して權利義務又は事實證明
に關する文書若くは圖畫を偽造しとありますが、此行使の目的と云ふことは、前に屢
陳へた通り偽造した文書若くは圖畫を使用するは行使で即ち偽造した文書若くは圖畫を
裁判所に提出して權利の要求をした場合は訴訟の如何なる程度にあるに拘らず行使の既
遂であります、

偽造とは他人の印章若くは氏名を不正に使用して權利義務又は事實の證明に關する虚構
の文書若くは圖畫を新に作ることで行使の目的を以て之を作れば偽造罪であります、又

他人とは自分以外の人のことにて親より云へは子も本條に云ふ他人であります故に子は親の印章罪名を不正に使用して親の建地及自宅を賣渡すに當り其賣買證書と建家の圖畫を偽造したときは權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造した適例であります、

又後段の偽造したる他人の印章若くは署名を使用して權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造したと云ふことは偽造した他人の印章若くは署名を不正に使用して他人の權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造するとて第百五十五條第一項に於て説明したと同一でありますから再び説明しません而して本項の罪を犯したる者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

第二項の他人の印章を押捺し若くは他人の署名したる權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を變造した者と云ふ變造とは既に存在する真正の文書若くは圖畫を増減變換することて例へは金借證書に百圓と在つたのを二百圓と變更したのは變造であります而して此第二項の罪を犯したる者も第一項の罪を犯したと同しく、三月以上五年以下の懲

役に處せられます、

第三項に前二項の外權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造又は變造した者とありますか此前三項の外の權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫と云ふ他人の印章若くは署名のない文書若くは圖畫を偽造又は變造したことにて例へは委任狀仕切書注文書等を偽造又は變造した罪のことてあります、此等の罪は前二項の罪に比し其狀が輕くありますから、本項の罪を犯した者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第二百十條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第二百十條 買買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し又は増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
其餘の私書を偽造し又は増減變換して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第百六十條 醫士公務所ニ提出ス可キ診斷書檢案書又ハ死亡證書ニ

虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は醫士公務所に差出すべき診断書検査書死亡證書に虚偽の記載を爲したる者の處分に關する規定で本條に醫士公務所に差出すべき診断書検査書死亡證書に虚偽の記載をしたらとありますが、此診断書と云ふことは病氣の有無良否を診察した證明書のこと、検査書とは人の死体に付き他殺であるか自殺であるか其檢證の結果を報告する意見書のこととあります、又死亡證書とは人の死亡したことを證明する證書のこととあります、醫士は此等診断書検査書死亡證書に虚偽即ち不實の記載を爲すと云ふは例へは診断書に付て云へば、病氣でないのを病氣であると云ひ、軽い病氣を重い病氣と偽りの記載をすること、検査書に付ては自殺を他殺とし死亡證書に付て云へば、變死を病死と不實の記載をすることとあります、醫士は此等の診断書検査書死亡證書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられます、本條は舊刑法第二百十五條第二項を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百十五條 醫士囑託を受けて其詐偽の證書を作りたる者は一等を加ふ

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書若クハ圖畫ヲ行使シタルモノハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は偽造變造及び虚偽の記載をした文書若くは圖畫を行使した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に前二條に記載したる文書又は圖畫を行使したる者云々とありますが、此前二條と云ふは第五十九條と第六十條の二條のことにて、而して第五十九條は行使の目的を以て他人の印章若くは署名を使用して權利義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造變造した罪で、第六十條は醫士公務所に提出すべき診断書検査書死亡證書に虚偽の記載をした罪であります此二條は文書若くは圖畫を偽造又は變造若くは虚偽の記載をした所爲自体を獨立の一

罪とした結果之を行使した者を罰する必要あるより此等偽造變造若しくは虚偽の記載をした文書又は圖書を行使した者は本條に於て偽造變造若しくは虚偽の記載をした者と同様に處分すると云ふことであります。

第二項の前項の未遂罪は之を罰すと云ふは、偽造變造の文書若しくは圖書を行使に着手したときは未遂罪として之を罰すると云ふことで、而して行使に着手したときと云ふことは、偽造變造の文書又は圖書を行使の目的を以て發送すれば行使に着手した者であります。

舊刑法は偽造と行使とを以て文書偽造罪としましたが、本法は行使の目的を以て偽造すれば獨立の文書偽造罪とせし故特に本條を設けて偽造變造の文書を行使した者を罰することとしたのであります。

第十八章 有價證券偽造ノ罪

總 說

本條は有價證券の偽造に關する規定で、有價證券とは裏書交付を以て讓渡することを得る信用

證券のことであり、即ち公債證書官府の證券會社の株券爲替手形約束手形小切手船荷證券倉荷證券倉庫證券貨物引替證券等は其重なる物であります。此等の證券は紙幣と同じく廣く流通せしむるを目的とする證券であれば、其性質は他の文書偽造と異なりますから本法は特に本條を設けたのであります。舊刑法は之を官文書の一部及び私文書の一部として規定しておりますが、本法は官私の區別を認めないばかりでなく、前陳の如く獨立の一章として規定することとしたのであります。

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書官府ノ證券會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

本條は有價證券の偽造變造した者及び虚偽の記入をした者の處分に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります。而して第一項に行使の目的を以て公債證書官府

の證券會社の株券を他の有價證券を偽造又は變造した者とありますか、此行使の目的と云ふことは有價證券を流通せしむる考を以て他人に提示すること、例へば偽造した手形に對し拒證書作成の爲め公衆人に提示した所爲は偽造手形の行使であります、而して此行使は偽造變造の有價證券と云ふことを知て行使することが必要で情を知らないて行使すれば本罪ではありません、又公債證書とは政府の發行した軍事公債整理公債等の各證券のことで、官府の證券とは大藏省に於て發行する國庫債券又は各府縣に於て發行する各府縣債券等のことであります、會社の株券とは會社の株式を代表する書面のことで株式とは株主の資格に伴ひ會社の資本に基き一定の金額を記載した證券のことであります、又其他の有價證券とは爲替手形約束手形小切手船荷證券倉荷證券倉庫證券貨物引換證券のことであります、行使の目的を以て此等の有價證券を偽造又は變造すれば三月以上十年以下の懲役に處せられます、而して偽造とは眞正の公債證書官府の證券會社の株券其他の有價證券に模擬した證券を新に作ることで變造とは此等有價證券の一部に變更を加ふることを云ひます、

第二項の行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入をした者亦同しと云ふ此虚偽の記入とは偽りの記入と云ふことであります、元來有價證券は何れも裏書を以て他人に譲渡することを得る者であれば其譲渡を爲すに當り譲渡権のない者が譲渡権のある者の如く偽りの記入をしたのは虚偽記入をした者であります而して行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入をした者は偽造變造した者と同しく三月以上十年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第二百四條と第二百九條とを継ぎ合せた條文であります、

參照舊刑法

第二百四條 公債證書株券其他官更の公證したる文書を偽造し又は増減變換して行使したる者は輕懲役に處し若し無記名の公債證書に係る時は一等を加ふ
第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買すべき證券若しくは金額と交換すべき約定手形を偽造し又は増減變換して行使したる者は輕懲役に處す
其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同し

第六十三條 偽造變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は偽造變造若しくは虚偽の記入をした有價證券を行使した者又は行使の目的を以て人に交付し若しくは輸入した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に偽造變造の有價證券又は虚偽の記入をした有價證券を行使した者云々とありますが、此偽造變造若しくは虚偽の記入をした有價證券と云ふことに付ては前條に於て説明しましたから再び説明しませんが、此等有價證券の行使と云ふことは流通せしむる考を以て之を他人に提示すれば行使であります、又行使の目的を以て之を人に交付すると云ふことは、偽造變造若しくは虚偽の記入をした有價證券であると云ふことを知て、之を他人に渡すこと、而して之を他人に渡すは賣り渡した爲めであると贈與した爲めであると拘らす兎に角他人に渡せば交付であります、輸入とは之れ又偽造變造若しくは虚偽の記入をした有價證券であると云ふことを知て、外國より日本へ持來ることと此等偽造變造若しくは虚偽の記入をした有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し又は輸入した者は三月以上十年以下の懲役に處せられます、

第二項の前項の未遂罪は之を罰すと云ふことは有價證券の行使の實行に著手し又は交付若しくは輸入の實行に著手したときは未遂罪として之を罰すると云ふことであります、本條は本法の新に設けた條文であります

第十九章 印章偽造罪

總 說

本章は印章偽造罪に關する規定で此印章の偽造と云ふことは一定の文字形狀を文書其他の物に押捺し影蹟を現はして或事實を證明する物のことであります、而して本章は舊刑法の官印偽造罪と私印偽造罪とを合併した規定で舊刑法は官印偽造罪は偽造の所爲と使用の所爲とを各獨立の一罪として罰し私印偽造罪に付ては偽造と使用の二所爲を以て私印偽造罪としましたけれども、本法は官私の區別を廢し單に印章偽造罪とし且偽造の所爲と使用の所爲を各獨立して之を罰することとし、而して偽造印章を使用して文書を偽造した場合は之を文書偽造罪として罰することとしたのであります

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽國璽若ハ御名ヲ偽造シタル者

ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

本條は御璽國璽御名を偽造し又は偽造した御璽國璽御名を不正に使用した者の處分に關する規定で第一項、第二項より成りたる條文であります、而して第一項に行使の目的を以て御璽國璽又は御名を偽造した者とありますが、此行使の目的と云ふことは、偽造した御璽國璽を文書に押捺し御名を不正に使用することを云ひます、故に御璽國璽御名を偽造するも行使の目的ないときは、本罪とはなりません、又御璽とは 天皇陛下の御印のことで、國璽とは日本帝國の印のことであります、而して御名とは 天皇陛下の御名を牽稱します、又此御璽國璽の偽造とは真正の御璽國璽に模擬物を新に作ることで御名の偽造とは 天皇陛下の御名に模擬御名を新に作ることであります、此等御璽國璽御名を偽造した者は二年以上の有期懲役に處せられます

第二項 前段の御璽國璽御名を不正に使用すると云ふことは真正の御璽國璽を文書に捺し御名を不正に使用すること、後段の偽造した御璽國璽御名を使用すると云ふは、即ち偽造した御璽國璽又は御名を真正の物の如く装ひ使用することを云ひます、而して使用とは詔書其他の文書に押捺することであり、此等御璽國璽御名を不正に使用し又は偽造した御璽國璽御名を偽造した者は第一項と同じく二年以上の懲役に處せられます
本條第一項は舊刑法條百九十四條を修正した規定で、第二項は第百九十七條を修正した規定であります、元來御璽國璽を偽造するに付ては、御名を用ゐねばなりませんから、本法は特に御名を加へ御名を偽造し又は偽造した御名を使用した者を罰することとしたのであります

参照舊刑法

第百九十四條

御璽國璽を偽造し又は其偽印を使用した者は無期徒刑に處す

第百九十七條

御璽國璽の影跡を盗用したる者は前數條に記載したる偽造の刑に照し各一等を減す

若し監督者自ら犯したる時は偽造の刑に同じ

第百六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署

名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

本條は公務所又は公務員の印章若しくは署名を偽造し又は使用した者の處分に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若しくは署名を偽造した者とありますが、此公務所又は公務員の印章とは國家の公務を證明する印章のことにて、假へば内務省又は内務大臣某の印章の如き物を云ひます、而して此等公務所又は公務員の印章若しくは署名を偽造すると云ふことは、眞正な公務所又は公務員の印章若しくは署名に眞似て作つた印章若しくは署名のこととであります、然れども眞正な公務所又は公務員の印章若しくは署名と全く同一であると云ふことは必要ではありません、何んとなれば其印影の材料裝飾の有無等は事實を證明する影蹟に何等の關係はないからであります、署名に付ても同様にて他人が見て眞正な

公務所又は公務員の署名であると誤信する程度にある物を作れば偽造であります、從て印章及び署名に付ては變造と云ふことはありません、第二項の前段なる公務所又は公務員の印章若しくは署名を不正に使用すると云ふことは、公務員其他の者は眞正な公務所又は公務員の印章若しくは署名を文書以外の物に不正に使用すること、若し文書に使用したときは文書偽造罪となりますから、文書以外の物に不正に使用するか又は文書に關係なく單に印章のみを偽造すれば本罪であります、又後段の偽造した公務所又は公務員の印章若しくは署名を使用すると云ふことは眞正な公務所又は公務員の印章若しくは署名に模擬した印章若しくは署名を使用すると云ふことであります、而して此第一項及び第二項の罪を犯した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、本條の第一項は舊刑法第九十五條を修正した規定で第二項は舊刑法第九十七條の一部を修正した規定であります

參照刑法

第九十五條 各官署の印を偽造し又は其偽印を使用した者は重懲役に處す
第九十七條 官印記號印章を盗用したる者は前數條に記載したる偽造の刑に照し各一等を減す

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

本條は公務所の記號を偽造し又は不正に使用した者の處分に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に行使の目的を以て公務所の記號を偽造したる者とありますが、此行使の目的と云ふことは偽造した記號を或物件に押用したることにて、記號とは記章と云ふことであり、假へは各公務所備付の器具及び器械に押用する記章又は蓋專賣所に於て發賣する蓋に○◎とある記號等のことであり、而して此記號の偽造とは真正な公務所の記號に眞似た記號を新に作ることであります、第二項の前段に公務所の記號を不正に使用すると云ふことは、使用することの出來ない公務所の記號を偽造すること、即ち眞正の公務所の記號を盗用する等は皆不正に使用

する適例で後段の偽造したる記號を使用したと云ふことは偽造した記號を眞正の記號の如く装ひ使用することを云ひます、此等公務所の記號を偽造し又は偽造した記號を使用した者は三年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第九十六條を修正した規定で舊刑法は物産商品書籍什器に押用として、其物品を制限しましたけれども、其範圍狹隘に失しますから、本法は廣く公務所の記號として總ての記號を含ませることとしたのであります、

参照舊刑法

第九十六條 産物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又は偽印を使用したる者は輕懲役に處す
書籍什器に押用する官の印章を偽造し又は偽印を使用したる者は一年以上三年以下の重懲役に處す

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

本條は私印の偽造又は使用をした者の處分に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して本章各條の多くは同一文法で唯異なる處は印章又は署名の名稱丈けて本條の第一項に行使の目的を以て他人の印章若しくは署名を偽造したる者とあります、此他人と云ふことは自分以外の人のことにて偽造とは他人の印章若しくは署名に模擬した印章若しくは署名を新に作ることであります、然れども其偽造した他人の印章若しくは署名は全く眞正物と似て居らなければならぬと云ふ譯ではありません何人か見ても他人の印章若しくは署名であると誤信する程度にある物を作れば其印材は木であると石であると又は其裝飾の有無には拘りません又此他人の印章若しくは署名を作つても行使の目的でなく美術の參考又は試験の爲めに作つたときは本罪ではありません、即ち罪を犯すの意なき無罪の所爲であります、而して行使の目的を以て他人の印章若しくは署名を偽造した者は三年以下の懲役に處せられます、

第二項の前段に他人の印章若しくは署名を不正に使用すると云ふことは、他人の印章を盗用し他人の署名を他人の知らない間に使用した場合は勿論他人の印章を預り居た場合に

預主の承諾以外に使用するのも不正の使用であります、後段の偽造した印章若しくは署名を使用すると云ふことは偽造した他人の印章若しくは署名を眞正な他人の印章若しくは署名の様に装ふて偽造することであり、而して第二項の罪を犯した者も第一項の罪を犯した者と同じく三年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第二百八條を修正した規定で舊刑法は偽造の私印を使用して文書を偽造した場合を規定しましたけれども、本法は之を私文書偽造罪として罰すること、しました爲め之を省きました

参照刑法

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者は六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し他人の印影を盗用したる者は一等を減す

第二百六十八條 第二百六十四條第二項 第二百六十五條第二項 第二百六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は印章偽造使用の未遂罪は之を罰する旨を規定した條文で即ち第二百六十四條の第二

項は御璽國璽又は御名を不正に使用し又は偽造し又は偽造した御璽國璽御名を使用した罪で第六十條の第二項は公務所又は公務員の印章若しくは署名を不正に使用し又は偽造した公務所又は公務員の印章若しくは署名を偽造した罪であります、又第六十六條の第二項は公務所の記號を不正に使用し又は偽造し又は公務所の記號を偽造した罪で、第六十七條の第二項は他人の印章若しくは署名を不正に使用し又は偽造した印章若しくは署名を使用した罪であります、此等の罪は容易すく之を犯す危険ある爲め使用の實行に着手したときは未遂罪として之を罰すると云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた規定であります、

第二十章 偽證罪

總說

本條は偽證罪に關する規定で、偽證罪とは法律に依り宣誓した證人鑑定人通事は不實の申立を爲すことを云ひます、而して本章は舊刑法の偽證罪と云ふを修正した規定で舊刑法は刑事民事商事行政等の裁判に關する證人と區別し又偽證の方法を曲庇又は陷害とに區別

してありますけれども、本法は虚偽の申立をした者は何れの裁判所たるに拘らず又曲庇したと陷害したとに拘らず罰することとしたのであります、

第六十九條 法律ニ依り宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は偽造罪を犯した證人の處分に關する規定で偽證罪とは總說に於て陳べた通り法律に依り宣誓した證人鑑定人通事と云ふ資格ある者は裁判を誤らせる爲め裁判所に於て不實の申立を爲すことにて此法律に依り宣誓すると云ふことは證人鑑定人通事となる者は訴訟法の規定に依り裁判所の呼出に應じ裁判官の訊問に對し虚偽の陳述をしないと云ふ誓を爲すことを云ひます、而して證人鑑定人通事として宣誓せしむるには其事件に關係のない者で且丁年以上の者でなければなりません、其事件に關係ある者又は丁年未満の者の證言は信用することは出来ませんから、宣誓せしめて申立を爲させても何等の効かないからであります、従て此等の者は裁判官の訊問に對し虚偽の申立を爲したからと云ふて罰することは出来ません而して虚偽の申立とは偽りの申立と云ふことで元來證人

は自分の見聞したことを其儘申立つべき者であります、然に其眞意に背いて偽りの申立を爲せば偽證罪であります、法律に依り宣誓した證人は此等不實の申立をしたときは三

月以上十年以下の懲役に處せられます
本條は舊刑法第二百十八條より第二百二十三條に至る六ヶ條を合併した規定を修正した條文であります

参照舊刑法

第二百十八條 刑事に関する證人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したるときは左の例に照して處断す

- 一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し 四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し 二圓以上廿圓以下の罰金を附加す
- 三 違證罪を曲庇する爲め偽證したる者は違證罪の本條に依り處断す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免れたるときは偽證者の刑前條の例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者は左の例に照し處断す

- 一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し 四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し 四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違證罪に陥らしむる爲め偽證したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し 二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後に於て偽證の罪發覺したるときは偽證者を其刑に反坐す若し坐反の刑前に記載したる偽證の刑より輕きときは前條の例に照して處断す

其刑期限内に於て罪證の罪發覺したるときは現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減することを得 但減して前條偽證の刑より降すことを得す

第二百二十二條 偽證の爲め被告人刑に處せられたるときは反坐の刑一等を減す 其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したるときは二等を減す

若し被告人を死に陥らしむる目的を以て偽證を爲したる者は反坐す 其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したるときは一等を減す

第二百二十三條 民事商事又は行政裁判に關して偽證を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し 五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前ニ自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條は偽證罪を犯した者確定前又は懲戒處分前に自白した者の處分に關する規定で本條に前條の罪を犯した者を云ふは偽證罪を犯した者のことで、證言をした事件と云ふは、

證人となつて申立をした事件のことであります、又裁判確定前とは上訴期間前のことで懲戒處分前とは公務所の飛行に對する制裁を受けない前のことであります、偽證罪を犯した者は此裁判確定前又は懲戒處分前に虚偽の申立て、あると云ふことを自白したときは其刑を減輕又は免除されます、而して之を減輕又は免除するは實際に於て何等の危害を生ぜざる爲めであります、

本條は舊刑法第二百二十六條を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告前に自首したるときは本刑を免す

第七十一條 法律ニ依り宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

本條は鑑定人又は通事は偽證罪を犯したときの處分に關する規定を此法律に依り宣誓したと云ふことは、證人の場合と同一でありますけれども、又少しく異つて居ります、即ち證人は自己の見聞したことを在りの儘に申立る者でありますけれども、鑑定人は特別

の技能又は職業に依り知つた事柄に付き裁判所の呼出に應じ自己の意見を陳ふる者で、通事は被告人證人又は鑑定人等は國語に通じないとき其供述を通譯することを、裁判所より命せられた者のことであります、此等通事又は鑑定人も證人と同しく宣誓して誠實に通譯又は鑑定を爲すべき者であります、故に通事鑑定人は一旦宣誓をした上は虚偽の申立を爲すことは出来ません宣誓をしたにも拘らず虚偽の鑑定又は通譯をしたときは偽證罪であります、而して虚偽の鑑定又は通事とは鑑定人は自己の職業又は經驗に依り其鑑定する事柄の判断又は意見を陳べ通事は訴訟關係人の言語を通譯すべきものでありますから、鑑定人が自分の眞意でない虚偽の判断又は意見を陳べて通事が本人の陳述しない偽りの通譯をしたときは、虚偽の鑑定又は通譯であります、此等虚偽の鑑定又は通譯は何れも故意を以てすることは必要で故意のないときは本罪ではありません、本條後段に前二條の例に依るとありますが、此前二條と云ふは偽證に關する第六十九條第七十條を鑑定又は通事にも適用すると云ふことで、此等鑑定人又は通事は虚偽の鑑定又は通譯をした者は三月以上十年以下の懲役に處せられ又鑑定人通事は其鑑定又は

通譯をした事件の裁判確定前又は懲戒處分前に自ら虚偽の鑑定又は通譯であると云ふことを自白したときは、證人の偽證罪を裁判確定前又は懲戒處分前に自白をしたと同様其刑を減輕又は免除と云ふことであります。

本條は舊刑法第二百二十四條を修正した規定であります

参照舊刑法

第二百二十四條 鑑定又は通譯の爲め裁判所に呼出されたる者詐欺の陳述を爲したる時は前條に記載したる偽證の例にして處断す

第二十一章 誣告罪

總說

本章は誣告罪に關する規定で誣告罪とは故意を以て不實の事柄を當該官署に申告すること云ひます、而して本章は舊刑法の誣告罪を修正した規定で舊刑法は刑事に關する場合のみを規定し懲戒處分に關する事柄に付ては何等の規定もありませんが、元來刑事事件である懲戒處分に關する事件であると拘らず不實の事柄を當該官署に申告して制裁を受けしむる點は同一でありますから、本法は刑事事件の外懲戒處分を受けしむる爲め誣告した者

も誣告罪として處分すること、修正したのであります。

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ

虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ

本條は誣告罪を犯した者の處分に關する規定で本條に人をして刑事又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て虚偽の申告を爲したる者とありますが、此刑事の目的と云ふことは特定の人に對し刑罰を受けしむる考を以て罪を犯さない者に對し犯したと云ふて不實の申告を爲すことを云ひます、又懲戒處分を受けしむる目的を以て虚偽の申告を爲すと云ふことは公務員に對し免職減俸譴責を受けしむる考を以て不實即ち根のない事柄を所屬長官又は監督官廳に申告することを云ひます、假へは某は窃盜を犯したと云ふて偽りの告訴告發をするか如き、又は某官吏或は某議員は賄賂を取つたと云ふが如きは誣告罪を犯した適例で本罪は單に當該官署に對し不實の事柄を申告すれば成立する犯罪でありますから、檢事又は所屬長官が起訴すると懲戒處分をするとしなむには拘らず成立します、而してし罪を犯した者は第六十九條の偽證罪を犯した者と同じく三月以上十

一年以下の懲役に處せられます

本條は舊刑法第三百五十五條を修正した規定で舊刑法には公務員に對し不實の申告を爲した規定を欠きましたから、本法は公務員に對し不實の申告をした場合にも誣告罪として處分することゝ修正したのであります。

参照舊刑法

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に規定したる偽證の刑に照して處断す

第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル裁判確定前又ハ懲

戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條は誣告罪を犯した者の甲者した事件の裁判確定前又は懲戒處分前に自白した者の處分に關する規定で誣告罪を犯した者は其申告した事件の裁判確定前又は懲戒處分に全く偽りの申告であると云ふことを自白すれば實害がないから、其刑は減輕するか又は免除すると云ふこととて、其立法の主旨は第七十條と同一でありますから重て説明をしません。

本條は舊刑法第三百五十六條を修正した規定であります。

参照舊刑法

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前に被告者自首したるときは本刑を免す

第二十二章 猥褻及ヒ重婚ノ罪

總 說

本章は猥褻姦淫重婚に關する規定で、猥褻姦淫とは直接又は間接に淫事に關する男女の醜行のことで重婚とは一度婚姻をした者は重ねて婚姻をすることであり、本章は舊刑法の風俗に關する罪の一部及び猥褻姦淫又は重婚に關する罪と云ふを修正した規定であります。

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

本條は公然猥褻の所爲を爲したる者の處分に關する規定で、此公然の場所と云ふことは多數の人の目に觸れる場所と云ふことで例へば道路、公園、劇場等兎に荷多數の人の集つて居る場所は公然の場所であり、又猥褻とは見るに堪へない男女の醜行のことと

あります、此等の醜行を多数の人の見て居る場所で行つた者は科料に處せられます、而して科料とは本法第十七條に規定しある如く十錢以上二十圓未満の金額のことを云ひます、

本條は舊刑法第二百五十八條と同一の規定であります、

参照舊刑法

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第七十五條 猥褻ノ文書圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ所持シタル者亦同シ

本條は猥褻の文書圖畫を頒布又は販賣し又は公然陳列し若くは販賣の目的を以て所持して居つた者の處分に關する規定で此猥褻の文書又は圖畫と云ふことは見るに堪へない男女の醜行が記載した文書又圖畫のことで其他の物と云ふは、男女の局部の摸型等のことであります、又頒布とは世間に廣く配布すること、販賣とは營業として賣買すること、

あります、而して公然の陳列とは多数の人の目に觸れしむる爲め店頭に並列すること、販賣の目的を以て所持するとは營業として賣ると云ふ者を以て持居ることであり、此等猥褻の文書圖畫其他の物を頒布又は販賣し若くは公然陳列し又は販賣の目的を以て所持して居つた者は五百圓以下の罰金又は科料に處せられます、

本條は舊刑法第二百五十九條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖畫其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タル男女ニ對シ猥褻ノ所爲ヲ爲シタル者亦同シ

本條は十三歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所爲を爲したる者の處分に關する規定で此十三歳以上の男女と云ふは何れも滿十三歳以上の者のこと、此等の者に對し暴

行脅迫を加へて猥褻の所行を爲した者は本罪であります、而して暴行脅迫を加ふると云ふことは不法の腕力を加へ又は言語舉動を以て被害者なる男女の精神を恐怖せしめ猥褻の所行をしたこととあります、従て暴行脅迫を加へず承諾を得たときは、元より本罪ではありません、本罪となるに必らず暴行脅迫を加へて猥褻の所行を爲したことは、必要であります、

本條後段の十三歳に満たざる男女に對し猥褻な所行を爲したる者亦同じと云ふは暴行脅迫を加へず、單に猥褻の所行を爲せば本罪であると云ふことで、本罪は幼者を保護すると云ふ精神より如此規定を設けたのであります、而して本條の罪を犯した者は六月以上七年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百四十六條を修正した規定であります、

参照舊刑法

第三百四十六條 十二歳に満たざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百七十七條 暴行脅迫ヲ以テ 十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ

強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

本條は強姦に關する規定で強姦とは暴行脅迫を加へて、婦女の貞操を破る所爲を云ひます、而して暴行脅迫とは不法の腕力を加へ又は目前に大なる害のあると云ふ威方を示して其結果身体を強制するに等しき精神上の恐怖を生せしめることを云ひます、此暴行脅迫を加へて十三歳以上の婦女の貞操を破れば本罪で、要するに強姦の和姦との差は婦女に和し暴行脅迫を加ふると否とに依ります、強姦は暴行脅迫を要しますけれども和姦には之を要しません、然れども強姦も時は外刑より見れば任意の承諾をした様に思はれますけれども其承諾は暴行脅迫の結果で、任意の承諾ではありません、従て十三歳以上の婦女に對し暴行脅迫を加へて、抵抗力を失はしめ交接を遂げたる時は本罪であります、本條後段の十三歳に満たざる婦女を姦淫した者亦同じと云ふは十三歳に満たない幼女に對し姦淫した者は強姦をした者と同じく處分すると云ふこととあります、之れ十三歳に満たない幼女は交接の何物と云ふことを知らない者でありますから、法律は特に幼女

を保護する精神より如此規定を設けたのであります、而して本條の罪を犯した者は二年以上の有期懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百四十八條第三百四十九條の兩條を繼ぎ合せた條文であります

参照舊刑法

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す

第三百四十九條 十二歳に満たざる幼女を強姦したる者は輕懲役に處し若し強姦したる者は重懲役に處す

第七十八條 人の心神喪失若くは抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心

神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ

強姦シタル者ハ前二條ニ同シ

本條は人の心神喪失若くは抗拒不能に乘じ又は人の心神を喪失せしめ若くは抗拒不能ならしめて猥褻又は強姦の行爲を爲したる者の處分に關する規定で、本條の人の心神喪失と云ふことは精神機能の不十分の人のことにて、例へば白痴又は癡癲病者の如き者のこととてあります、又抗拒不能と云ふことは、身体の自由を失つた者のこととて例へば酒に酔

ひ身体の自由を失つた者の如きことを云ひます、此等の者は十三歳に満たない幼者と同しく淫事みだらな事の何物たるを知らない者でありますから、此等の者に對し猥褻の行爲を爲したる者は年齢の如何に拘らず第七十六條の罪と同しく六月以上七年以下の懲役に處せられ、強姦をした者は第七十七條の罪の強姦罪と同しく二年以上の有期懲役に處せられると云ふこととてあります、

又後段の心神を喪失せしめと云ふことは犯人が藥酒等を用ひて服害者の精神の機能を失はしむると云ふことにて、若くは抗拒不能ならしめてと云ふことは電氣作用等を以て抵抗力を失はしめることとてあります、犯人は此等被害者に對し猥褻の所爲を爲したる時は前段の罪と同しく六月以上七年以下の懲役に處せられ、強姦をしたときは強姦を以て論せられ、二年以上の有期懲役に處せられます、而して本條前段の罪と後段の罪との差は心神喪失若くは抗拒不能に至つた原因は被害者の行爲より出たると犯人の行爲より出たるとに依ります後段の罪は犯人の行爲に因りますけれども前段の罪は天然又被害者の行爲に因ります、

本條は舊刑法第三百四十八條の第二項を修正した規定で舊刑法は藥酒等を用いた場合のみを規定し、其範圍狹隘に失しますから本法は其範圍を擴張して人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘し又は之をして心神を喪失せしめ若しくは抗拒不能ならしめて猥褻の行爲を爲し又は姦淫した者と修正したのであります。

参照舊刑法

第三百四十八條 第二項藥酒等を用ひ人を昏迷せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は強姦を以て論ず

第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は前三條の未遂罪は之を罰する旨を規定した條文で前三條とは第七十六條第七十七條第七十八條の三條であります、此三條に規定した猥褻又は姦淫の既遂未遂に付ては議論のある處でありますけれども、要するに男女に對し交接の目的を遂げたと遂げないと因ります交接の目的を遂げれば既遂で遂げなければ未遂であります此等の罪の未遂を罰するは此等の罪は其所爲最も惡むべき者であれば未遂の所爲を罰して危害を未發に防く爲めてあります、而して本條は本法の newly 設けた條文であります。

第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は前四條の罪は告訴を待て之を論ずる旨を規定した條文で前四條とは第七十六條より第七十九條に至る四條のこととあります此等四條に規定せる猥褻又は姦淫に關する罪は被害者の耻辱でありますから、之を告訴するとなしなるとは被害者に任すと云ふ主意より告訴を待て之を論ずることとしたのであります、而して本條は舊刑法第三百五十條を修正した規定であります。

参照舊刑法

第三百五十條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ

死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は第七十六條乃至第七十九條の罪を犯し依て人を死傷に致したる者の處分に關する規定で、此第七十六條乃至第七十九條の罪は何れも暴行脅迫又は人の心神を喪失せしめ若しくは抗拒不能ならしむる等不法の行爲を以て猥褻又は姦淫をした罪てあれば

之が爲め時に被害者をして死傷せしむることかあります此等不法亂暴の行爲を以て猥褻又は強姦の罪を犯し因て人を死傷に致した者は其情最も惡むべき行爲でありますから無期又は三年以上の懲役に處すこととしたのであります

本條は舊刑法第三百五十一條を修正した規定であります

参照舊刑法

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處断す但強姦に因て癩癩疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致したるときは死刑に處す

第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は營利の目的を以て淫行を勸誘した者の處分に関する規定で、此營利の目的と云ふは自己又は他人を利益すると云ふ考と云ふことと、又淫行の常習なき婦女とは良家の婦女と云ふことであります、故に良家の婦女に對し營利の目的を以て淫行を勸誘し姦淫せしめた者は本罪であります、然れども本條に營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勸

誘して姦淫せしめた者とありますから營利の目的なく、單に淫行を勸誘した場合又は營利の目的を以て婦女に對し淫行を勸誘せしめても淫行をなさず若くは淫行の勸誘に應じて承諾しても淫行をしないときは、本條に依り處分することは出来ません要するに本條の罪となるには營利の目的を以て而も淫行の常習のない良家の婦女を勸誘して淫行せしめて始めて本條の罪をなすのであります

本條は舊刑法第三百五十二條を修正した規定であります

参照舊刑法

第三百五十二條 十六歳に滿たるる男女の淫行を勸誘して媒合しむる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ
前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナシ

本條は有夫の婦の姦通した者の處分に關する規定で姦通とは夫の有る婦女は其本夫以外の男子と交接することであり、而して有夫の婦女と云ふは夫のある妻のこととして此婦女は人の妻となるには其男子と婚姻を爲し其旨を戸籍吏に届出てをしなければならず、此届出を爲し茲に始めて夫婦と云ふ關係を生ずる者であります、故に此婚姻の届出をしない者は如何に實際に於て夫と云ひ妻と云ふは法律上夫婦と云ふことは出来ません俗に銅組と稱し内縁の夫婦と云ふも此等は法律上の夫婦とは云へません從て此等の者即ち妻は他の男と交接するも姦通罪とはなりません、要するに有夫の婦姦通したと云ふことは法律上有効に婚姻を爲したる婦は本夫以外の男子と交接したことを云ひます、而して有夫の婦は姦通したときは二年以下の懲役に處せられます、

本條後段に其相姦したる者亦同しと云ふは、有夫の婦と姦通した男子も有夫の婦と同一に處分すると云ふこととあります、然れども姦通した男子は有夫の婦と云ふことを全く知らざるときは本條に依り罰することは出来ません、

第二項の姦通の罪は本夫の告訴を待て之を論ずと云ふは姦通罪は不貞不操の妻を持つた

夫の耻辱であれは之を告訴するとしなはれど本夫の自由に任すこととしたのであります然れども本夫は妻の姦通を許したときは、元より姦通罪として罰することは出来ません後段に但本夫姦通を縱容したるときは告訴の効なしとは之が爲めであります

本條は舊刑法第三百五十三條と全然同一の規定であります

參照舊刑法

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同し

本條の罪は本夫の告訴を待て其罪を論ず但本夫先に姦通を縱容したる者は告訴の効なし

第百八十四條 配遇者アル者重テ婚姻シタルトキハ二年以下ノ懲役

ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

本條は重婚罪を犯した者の處分に關する規定で重婚とは一度婚姻をした者は重て婚姻をすることとあります、而して婚姻とは一男一女は夫婦となることを互に承諾の上戸籍吏に届出を爲すに因り成立する者であります、故に一旦婚姻の届出をした上は、其婚姻の無効又は取消されない間は重て婚姻を爲すことは出来ません、此重て婚姻を爲すと云ふ

ことは配遇者ある者は再び法律上の手續を経て他の男子又は女子と結婚することて配遇者とは夫より云へは妻のことて妻より云へは夫のことを云ひます、此等配遇者ある者は重て婚姻をなせば本罪で、而して本罪を犯した者は二年以下の懲役に處せられます、本條後段に其相婚したる者亦同しと云ふは重婚をした者と婚姻をした者も重婚者と同様の處分をすると云ふことてあります、然れども重婚者と結婚をした相手方は他の相手方の重婚者であると云ふことを知らないときは、元より本條の罪ではありません、本條は舊刑法第三百五十四條を修正した規定で、舊刑法には相婚者を罰する規定はありませんから、本法は相婚者も罰すること、修正したのであります、

參照舊刑法

第三百五十四條 配遇者ある者重て婚姻を爲したるときは六月以上二年以下の重禁錮に處し 五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

總說

本條は賭博及ヒ富籤に關する規定で賭博とは二人以上の者は偶然の勝負を以て財物を得喪する

することて富籤とは二人以上の者の財物を集めて財團を作り更に抽籤の方法に依り其財物の全部又は一部を不平等に出資者に分配し依て出資者の或者は利益を僥倖し他の者は損失を受くることを云ひます、而して本條は舊刑法の賭博及ヒ富籤に關する規定を修正しました者でありますけれども、舊刑法は之を風俗に關する罪の一部としてありたるを本法は之を獨立の一罪としました、

第八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタ

ル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限リニアラス

本條は賭博罪を犯した者の處分に關する規定で本條に偶然の輸贏に關し財物を以て博戲又は賭事を爲したる者とあります、此偶然の輸贏に關しと云ふことは豫知することが出来ない勝負と云ふことて財物とは金錢又は金錢に見積ることを得る者のことてあります又博戲とは二人以上の者は偶然の勝負を以て財物を得喪する者のことて、賭事とは二

人以上の者は或物の判断に依り敗者より勝者に一定の財物を與ふることを云ひます、博
 戲と賭事とは其勝敗を争ひ財物を賭する點は同一でありますけれども、其勝敗を決する
 手段を異にします、即ち博戲は其博戲に關係した者の所爲に因り勝敗を決しますけれど
 も賭事は其賭事に關係した者以外の者の出來事に依り勝負を決するの差があります例へ
 は骨子又は壺を使用する丁半の如き又は骨牌を使用する花合の如きは博戲に關する如適
 例て之に反して角力競馬の勝負に關し敗者より勝者に財物を與ふるは賭事に關する如適
 例てあります、偶然の輸贏に關し財物を以て博戲又は賭事を爲したるものは本罪であり
 ます、然れとも財物を賭しても飲食物の如き物を賭し一時の娛樂の爲め博戲又は賭事を
 爲したる者は本條の罪として處分しないと云ふこととあります、而して本條の罪を犯し
 た者は千圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第二百六十一條を修正した規定であります舊刑法は既に賭博を爲したるも
 のとありて、現行犯の場合でなければ罰することが出來ない不都合のあるより、本法は
 舊刑法の不備の點を改め偶然の輸贏に關し博戲又は賭事を爲したる者とし且舊刑法は飲
 食物を賭した者は賭博として罰しませんから、飲食物を財物の代りとして賭博を爲すの
 弊害を生しましたから本法は之を娛樂に供した者と改め飲食物であつても財物の代りに
 用ゆるときは之を罰し財物であつても一時の娛樂の爲めであるときは之を罰しないこと
 にしたのであります、

参照舊刑法

第二百六十一條 財物を賭して現に博戲を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下
 の罰金を附加す其事情を知つて房屋を給與したる者亦同じ但飲食物を賭する者は此限りにあらず

第百八十六條 常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ
 懲役ニ處ス

賭博場ヲ開場シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五
 年以下ノ懲役ニ處ス

本條は常習として賭博を爲し又は賭博場を開き利を圖りたる者の處分に關する規定で第
 一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に常習として博戲又は賭事を

爲したる者とありますが、此常習と云ふことは一定の職業なく常に賭博を爲し居る者のこととして普通博徒と稱する者は常習として博戲又は賭事を爲し居る者であります、此等の者は一定の職業なく賭博に耽り居りますから一國の經濟上不利益なるばかりでなく、之が爲め屢々窃盜強盜傷害罪等他の一層大罪を犯して其危険容易でありませんから常習として博戲又は賭事を爲したる者は三年以下の懲役に處せられます、而して博戲又は賭事の意義に付ては前條に於て説明しましたから重て説明しません、

第二項の賭博場の開場と云ふことは賭博を爲す者の爲め特に設けた一定の場所のことで一時賭博を爲す者の爲め家を貸し與へたとは異なります、彼の一時房屋を給與した者の如きは、賭博の補助する一の從犯でありますけれども、本條に云ふ賭博の開場と云ふことは賭博の器械を備ふる等一定の興行場のことであります、又博徒の結合と云ふことは一定の職業なく賭博を本業とする無賴漢を呼び集めて一の團體を作ること即ち博徒の親分は兒分を呼び集めることとあります、而して利を圖ると云ふことは、博徒の兒分を呼び集めて賭博を爲さしめ利益を得ることにて例へば寺錢と稱へて親分は一定の部割

を取ることと云ひます、此等賭博場を開場し又は博徒を結合して利を圖る者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

本條第一項は本法の新に設けた規定で第二項は舊刑法第二百六十條を修正した條文であります舊刑法には帶習として賭博を爲したる者の處分かありません爲め常習として賭博を爲す者を罰することが出來ない爲め本法は第一項を新に設けて之を罰することにしたのであります、

参照舊刑法

第二百六十條 賭博を開場して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ發賣シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本條は富籤を發賣又は取次及び授受をした者の處分に關する規定で第一項と第二項と第三項とより成りたる條文であります、而して第一項に富籤を發賣したる者とありますか此富籤と云ふことは多數の人の財物を集めて籤抽きの方法を以て財物を出した者に不平等に分配すること、故に財物を出した者の或るか利益を得他の者は損失を受くを以てあります、此富籤も賭博と同じく偶然の利益を得るを目的とする者であれば社會を維持する上に於て危険でありますから、之を發賣する者を罰することとしたのであります、發賣とは富籤を製造して賣買すること即ち多くの利益があると稱して多人に賣渡すこととあります、而して此富籤を發賣した者は二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられます、

第二項の富籤賣買の取次と云ふことは富籤を製造する者と買受ける者との中間に立て其買買の周旋をする者のことで、富籤の世間に擴まるは取次を爲す者の爲めてあれば、此富籤の取次をした者は一年以下の懲役、又は二千圓以下の罰金に處せられます、第三項の富籤の授受を爲したりと云ふは、其代金を支拂つたと支拂はないとに拘らず富籤と云ふことを知て、人より買受け又は人に賣渡すことは授受であります、而して富籤の授受をした者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられます、本條第一項は舊刑法第二百六十二條を修正した規定で第二項と第三項とは本法の newly 設けた規定であります、

参照舊刑法

第二百六十二條 財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

總 說

本章は禮拜所及び墳墓に關する規定で禮拜所とは神佛を奉祭した建造物のことと墳墓とは人の死體又は遺骨遺髮等の遺物を埋葬した場所のこととあります、舊刑法は禮拜所に關す

る罪は風俗を害する罪の一部に該當し墳墓に關する罪に付ては特に一章を設けましたけれども禮拜所と云ひ墳墓と云ひ同一性質の者でありますから本法は之を合して同一章に規定したのであります、

第百八十八條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリ

タル者ハ六月以上ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

説教禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又

ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に神祠と云ふは神の社のこと、佛堂とは寺院のことであります、又墓所とは人の死體遺骨遺髪等を埋葬する場所のこと、禮拜所とは耶穌其他の教會等のことであります、此等神祠佛堂墓所禮拜所は古來より各人信仰する所の者であれば特に尊敬をしなければなりません、然に各人の信仰すべき

神祠佛堂墓所禮拜所等に對し公然不敬の所爲かあれば本罪で而して不敬の所爲とは神祠佛堂墓所禮拜所に對し尻を向け足を以て蹴るの狀を爲し或は言語を以て侮辱する等は不敬の所爲であります、而して本罪を犯した者は六月以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金に處せられます、

第二項の設教とは神佛の功德又は効用を諸人に説き示すこと、禮拜とは神佛の尊敬信仰を表する儀式のことであり、又儀式とは死人の遺骸遺骨又は遺髪を祭る儀式のことにて妨害とは説教、禮拜、葬式を妨げることであり、假へは説教を爲す者に對し聲を張り上げて惡口雜言を爲し禮拜する者を他に押し付け神官僧侶を罵罵嘲弄する等は何れも妨害であります、此等の行爲を以て説教禮拜葬式を妨げた者は一年以下の懲役若くは禁錮又は百圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第二百六十三條を修正した條文で、舊刑法は葬式に關する規定を欠きましたから本法は之を加へた丈けて他は皆同一であります、

参照舊刑法

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し脱教又は禮拜所を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

本條は墳墓を發掘した者の處分に關する規定で、墳墓と云ふことは普通に云ふ墓所のことで、墓所とは人の死體遺骨又は遺髪其他の物を埋葬した場所のことであります、發掘とは人の死體其他の物を墓所より掘り出すこととて人の死體其他の物を領得するを要しません墳墓を發掘して人の死體其他の物を領得すれば、第百九十條の罪で本罪ではありません本罪は墳墓と云ふことを知て、發掘すれば直ちに成立する犯罪であります、故に墳墓と云ふことを知らず土砂の探掘又は耕地の開墾の爲め人の死體又は墳墓を發掘した時は本條に依り處分することは出来ません而して本條の罪を犯した者は二年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第二百六十五條の第一項を修正した規定で舊刑法に墳墓を發掘して棺槨又は死屍を見はしたとありますけれども、墳墓を發掘すれば死屍其他の物の見はるゝは當然のこととありますから、本法は單に之を墳墓を發掘したると改めたのであります、

参照舊刑法

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又は死屍を見はしたる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第百九十條 死體遺骨遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

本條は人の死體遺骨遺髪又は棺内に藏置しある物を損壞遺棄又は領得した者の處分に関する規定で人の死體とは人の屍骸のことと遺骨とは人の屍體を火葬にした骨のこととあります、又遺髪とは屍人の頭髪のこととて其他棺内に藏置した物と云ふは死人の生前に愛用した器物等のこととあります、此等の物は屍人の清靈を慰むる上に於て特に保護しなければなりません、然に法律に於て殊に保護する人の屍體遺骨遺髪其他棺内に藏置しある死人の愛用した器物等を損壞遺棄又は領得する等は人道に反する不法の行爲であれば此等の物を損壞遺棄又は領得した者は三年以下の懲役に處せられます而して損壞とは人の死體遺骨遺髪其他の物を破ることと遺棄とは人の屍體其他の物を河海又は山野等に棄てることとて領得とは自分の所持内に入るゝことを云ひます、

本條は舊刑法第二百六十四條を修正した規定で舊刑法は死體を毀棄した場合のみを規定して其範圍が狹隘くありますから、本法は死體の外遺骨遺髮其他棺内に藏置した物を追加したのであります、

参照舊刑法

第二百六十四條 埋葬したる死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 第八十九條ノ罪ヲ犯シ死體遺骨遺髮又ハ棺内ニ藏シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は墳墓を發掘して死體遺骨遺髮又は棺内に藏置した物を損壞遺棄又は領得した者の處分に關する規定で本條に第八十九條の罪を犯じとありますが此第八十九條の罪と云ふは墳墓を發掘した罪のことであり故に第八十九條の罪である墳墓を發掘して死體遺骨遺髮又は其他の物を損壞遺棄若くは領得した者は三月以上五年以下の懲役に處

すと云ふことであります、本條と前條と異なる處は本條は埋葬した人の死體其他の物を損壞遺棄又は領得した罪でありますけれども、前條は埋葬しない人の死體其他の物を損壞遺棄又は領得した點であります、從て本條の罪は重く前條の罪は輕いのであります、本條は舊刑法第二百六十五條の第二項を修正した規定で舊刑法は墳墓を發掘して死屍を毀棄した場合のみを規定し其範圍狹隘に失しますから、本法は死體の外遺骨遺髮又は棺内に藏置した物を損壞又は領得した者と修正したのであります、

参照舊刑法

第二百六十五條 死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十二條 檢視ヲ經ズシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本條は變死者を檢死を受けないで葬つた者の處分に關する規定で變死者とは病氣老衰等自然の原因に因て死亡した外の死亡者のことで假へは自殺した者の如き人に殺された者の如き又は水に溺れて死亡した者等のことであります、此等變死者のあることを、發見

した者は何人であつても必ず當該公務所に届出を爲し検視を受けなければなりません
検視とは係り官は實地に付き其死體を検査すること、假へば變死者のあつた場合に判事
検事警察官が自殺であるか他殺であるかを檢證することは検視であります、而して變死
者のあつた場合に検視を受けないで葬つた者は五十圓以下の罰金又は科料に處せられま
す、本條は本法の後に設けた條文であります、

第二十五章 瀆職ノ罪

總 說

本章は瀆職の罪に關する規定で、瀆職とは公務員は其職務を亂用して人をして義務のない
ことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害した者のことであります、舊刑法は此點に付き官
吏瀆職罪として官吏人民に對する罪官吏公益を害する罪官吏財産に對する罪として規定し
てあります、か本章は右の内官吏人民に對する罪と云ふを修正した規定で他の官吏公益を害
する罪として規定しある罪は官吏の職務の曠廢又は懈怠より起る者であれば刑法に依り處
分するは酷に失しますから、特別法に依り處分すること、爲し、又官吏財産に對する罪と

して規定しある罪は本條は之を第三十六條の竊盜罪を以て處分すること、して之を削除し
ました又舊刑法は官吏の職務に關する罪のみを規定し其範圍狹隘に失しますから、本法は
之を廣く公務員とし官吏は勿論公吏其外法令に因り公務に従事する議員委員職員及び仲裁
人にも適用すること、修正したのであります、

第九十三條 公務員其職務ヲ亂用シ人ヲシテ義務ヲキコトヲ行ハ

シメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁

錮ニ處ス

本條は職權を亂用した公務員の處分に關する規定で公務員とは前にも屢陳べた通り官
吏公吏法令に依り公務に従事する議員委員其他の職員のこと、此等公務員の職務の亂用
とは公務員は自分の職權のあるを利用して越權のことを爲すことを云ひます、元來公衆
員は各任命の形式又は官名の異なるに従ひ其職務權限を異にする者でありますから、自
分の權限外の行爲は之を執行することは出来ません若し權限外の行爲をしたときは即ち

職權の亂用であります、又人をして義務なきことを行はしめと云ふことは人をして行ふ義務のないことを無理に行はしめることで假へば豫審判事は證言を爲し義務のない者に對し證言せしめた場合の如き又行ふべき權利を妨害したときと云ふは公務員たる撰舉係は撰舉者の投票を妨害した場合の如きことを云ひます、公務員は其職權を亂用して人をして義務のないことを行はしめ、又は行ふべき權利を妨害した者は六月以下の懲役又は禁錮に處せられます、

本條は舊刑法第二百七十六條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第二百七十六條 官吏擅に職權を用ひ人をして權利なきことを行はしめ 又は其爲すべき權利を妨害したる者は 十一日以上二月以上の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九十四條 裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ亂用シテ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條は裁判檢察又は警察の職務を行ひ若くは之を補助する者の職權亂用に關する規定で

此裁判の職務を行ふ者と云ふは判事で之を補助する者は裁判所書記であります、檢察の職務を行ふ者は檢事で之を補助する者は裁判所書記及び司法警察官であります、又警察の職務を主として行ふ者は警視及び警部で之を補助する者は巡查であります、然れども憲兵將校下士島司郡長林務官市町村長船長も檢事の指揮を受け司法警察官として犯罪の捜査を爲すことがあります(刑事訴訟法第四十七條參照)此等公務員の職務の亂用とは其職權以外のことを爲すを云ひます、例へば罪のない者は逮捕又は監禁するに付ても一定の手續に依らなければなりません、此手續に依らず犯人を逮捕又は監禁するは職權の亂用であります、依へば非現行犯の犯人を逮捕するには令狀かなければなりません、又此令狀を執行するに付ても夜中の執行は職權の亂用であります、故に裁判檢察警察の職務を行ひ又之を補助する者は、其職權を亂用し人を逮捕又は監禁したときは六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せられます、

本條は舊刑法第二百七十八條を修正した規定で舊刑法に逮捕官吏法律に定めたる程式規定を遵用せずとあります、其意義明了を欠くばかりでなく、其範圍狹隘に失しますから

本法は職権を亂用して人を逮捕又は監禁し改めたのであります。

参照刑法

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又は不正に人を監禁したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九十五條 裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同レ

本條は裁判檢察警察司獄の職務を行ふ者は其職権を亂用したときの處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に裁判檢察警察の職務を行ひ又は之を補助する者と云ふは、前條に陳へましたから、之を説明しません刑事被告人と云ふは犯罪の嫌疑を受け裁判所又は警察署の取調を受け居る者は勿論有罪の判決を受け

未だ確定しない者も刑事被告人で、其他の者と云ふは證人參考人の如き者のことであります又職務を行ふに當り暴行又は陵虐の行爲と云ふは判事檢察警察官は被告人證人參考人等の取調を爲すに當り殴打拷問其他殘酷の所爲を爲すこととして此等の行爲は刑事被告人證人參考人は不法に抵抗を爲すときは格別苟も不法の抵抗をしない上は刑事被告人其他の者は如何に罪狀其他の供述をしないからと云ふても暴行又は陵虐の所爲を爲すことは出来ません若し裁判檢察警察の職務を行ふ者又は之を補助する者か其職務を行ふに當り暴行又は陵虐の行爲を爲したるときは三年以下の懲役又は禁錮に處せられます、

第二項の法令に因り拘禁せられたる者は看守又は護送する者と云ふは典獄看守長看守巡查憲兵等のことで、此等の者は被拘禁者を看守護送するとは監獄に於て囚人の作業を看守する看守又は監獄より裁判所若くは其他の場所に護送する巡查憲兵のことであります而して被拘禁者とは既決未決の囚人は勿論罰金を納めない爲め勞役場に留置され居る者も被拘禁者であります此等法令に因り拘禁せられたるを看守又は護送する者は看守又は護送の際暴行若くは陵虐の所爲あるときは第一項の罪を犯した者と同しく三年以下の懲

懲又は禁錮に處せられます。

本條は舊刑法第二百八十條と第二百八十二條とを繼ぎ合せた條文であります舊刑法は裁判官檢察事又は警察官として之を補助する者の規定を欠いたばかりでなく被告人のみに對し暴行を加へた場合のみを規定し其範圍が狹隘に失しますから本法は廣く法令に因り拘禁せられた者と修正したのであります。

參照舊刑法

第二百八十條 司獄官吏又は護送者四人に對し飲食衣服を屏去し其他苛酷の所爲を施したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
第二百八十二條 裁判官及檢察官警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行又は陵虐の所爲ある者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上又は五十圓以下の罰金を附加す

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は前二條の罪を犯し因て人を死傷に致した者の處分に関する規定で前二條とは第九十四條と第九十五條の二條であります、而して此二條の罪と云ふは裁判檢察警察の

職務を行ふ者は刑事被告人其他の者に對し暴行又は陵虐の所爲を爲したる罪と被拘禁者を看守又は護送する者は被拘禁者に對し暴行又は陵虐の所爲を爲したる罪であります此等の罪を犯した結果往々刑事被告人及び其他の者を死傷に致したることあります若し此等の者に對し裁判檢察警察の職務を行ふ者又は被拘禁者を看守又は護送する者は死傷に致したときは傷害罪の罪に比較し重きに從て處分すると云ふこととあります、

本條は舊刑法第二百八十條第二項第二百八十二條第二項を修正した規定であります、

參照舊刑法

第二百八十條第二項、第二百八十二條第二項、因て四人又は被告人を死傷に致したるときは毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處シ因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一

部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其價額ヲ追徴ス

本條は公務員及び仲裁人の收賄罪を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求し若くは約束したる者でありますか此公務員と云ふことは前にも屢陳へた通り官吏公吏法令に因り公務に従事する議員委員其他の職員のことと仲裁人とは一私人間の争を双方の利益の爲め仲裁する人のこととあります一私人は私法上の争に付き裁判所の裁判に依らず一私人の判断を受くることかあります之を稱して仲裁判断と云ひ此仲裁判断をする人を仲裁人と云ふのであります、而して此仲裁人の仲裁した係争事件も當事者に効力を生ずる者であれば仲裁人は裁判官と同じく公平無私の心を以て其事に當らなければなりません、然に此公平無私の取扱を爲す公務員又は仲裁人は其職務に關し賄賂を收取し又は之を要求し若くは約束をするか如きは公徳を破るの甚しき者であれば社會は之を嚴罰しなければなりません、而して此職務に關し賄賂を收受すると云ふことは公

務員又は仲裁人は自分の取扱ひ居る職務に關係して賄賂を取ることと賄賂とは或事を取扱ふ公務員又は仲裁人は其職務に關し其關係者より財物を取り又は之を取を迫り若くは約束することとであります財物とは金錢は勿論金錢以外の動産不動産其他金錢に見積ることを得る利益即ち公務員又は仲裁人に馳走を爲し又は公務員又は仲裁人の親族を官吏に採用することも賄賂の目的物となる者であります、此等の財物を公務員又は仲裁人が其職務に關し賄賂として收受し又は之を要求し若くは受けることを約束した者は三年以下の懲役に處せられます、而して收受とは賄賂を取ることにて要求とは迫ることと約束とは賄賂を貰ふことを約定したことであります、後段の因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の懲役に處すと云ふことは、公務員又は仲裁人は其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求し若くは約束した結果不正の行爲又は相當のことをしなないときは其情が重いから、從て重き刑を科すと云ふことであります、

第二項の收受したる賄賂の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價額を追徴す

と云ふことは其賄賂として取つた財物の全部又は一部は收賄賂者の手にあるときは之を没
收し若し消費したときは、其消費した賄賂の全部又は一部の價額を追徴し收賄賂者をして
不正に利益を得せしめない」と云ふことで、即ち賄賂として酒色等の馳走を受けたときは
已に全部消費した者でありますから、之を相當價額に見積り追徴すると云ふことであり
ます、

本條第一項は舊刑法の第二百八十四條を修正した規定で舊刑法は官吏人の囑托を受け賄
賂を收受又は聽許とありて其範圍狹隘に失しますから、本條は之を公務員又は仲裁人と
し又聽許と云ふを要求又は約束と修正し第二項は舊刑法第二百八十八條と同一の規定で
あります、

参照舊刑法

第二百八十四條 官吏人の囑托を受け賄賂を收受し又は之を聽許したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處し
四圓以上四十圓以下の罰金を附加し因て不正の處分を爲したる時は一等を加ふ
第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂を已に收受したる者は之を沒收し費用したる者は其價額を追徴す

第九十八條 公務員又は仲裁人ニ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル

者ハ三年以下ノ懲役又ハ三圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スル

コトヲ得

本條は公務員又は仲裁人に賄賂を交付提供又は約束した者の處分に關する規定で第一項
と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に公務員又は仲裁人に賄賂を交付
提供又は約束した者とあります、此交付と云ふことは賄賂を贈與すること、提供とは差
出すこと、又約束とは賄賂を與ふると云ふことを申込んで承諾を得たことであります、
公務員又は仲裁人に對し賄賂を交付提供又は約束をした者は三年以下の懲役又は三百圓
以下の罰金に處せられます、

第二項の前項の罪を犯したる者自首したるときは、其刑を減輕又は免除することを得と
云ふは公務員又は仲裁人に賄賂を交付提供又は約束をしても其悪いこと、云ふことを知
て自首したときは、其刑を減輕又は免除すると云ふことであります、之れ社會に害の生
じない間に自首を獎勵して危害を未發に防ぐ爲に斯くの如き規定を設けたのであります

本條は本法の newly 設けた條文で舊刑法に贈賄者即ち賄賂を贈つた者を罰する規定がなかつた爲め不都合でありましたから本法は本條を設けて其不都合を除くこととしたのであります。

第二十六章 殺人ノ罪

總 說

本條は殺人罪に關する規定で殺人とは不法に人の生命を絶つことを云ひます、舊刑法は殺人に付き謀殺故殺毒殺慘酷殺等の名稱を付しましたけれども、此等は人を殺す手段に名稱を付した者で別に何等の理由はありませんから、本法は單に殺人の罪と改めたのであります、又舊刑法は自殺に關する罪を別條に規定してありますけれども自殺も其教唆者又は幫助者より見れば等しく殺人罪の一種でありますから本法は之を本條に規定することとしたのであります。

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は殺人罪の處分に關する規定で殺人とは總說に於て陳へた如く不法に人の生命を絶つこととして而して人とは生命のある人のことであります、母の体内にある子は人と云ふことは出来ません故に之を殺せば墮胎と云ふ罪とはなりませんけれども、殺人罪とはなりません、然れども母の体内より生れた者であれば身体容貌は普通の人に異つて居つても人が之を殺せば殺人罪であります、而して此殺人罪となるには殊更に人を殺すと云ふ考がなければなりません、此考はなく誤て人を殺せば過失傷害罪で殺人罪とはなりません假へば遠方に居つた人を獸と思ふて銃殺した場合は其適例であります、又人を殺すも其殺す原因は不法でなければ殺人罪として罰することは出来ません彼の監獄官吏の死刑の執行行を爲すは一面より云へば人を殺した者であります、然れども其殺す原因は死刑の執行と云ふ正當の原因でありますから殺人罪ではありません、又それと同じく急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛する爲め止むことを得ずして人を殺したときも其殺す原因は正當でありますから、殺人罪ではありません、要するに殺人罪とは故意を以て不法に人の生命を絶つことにて、人を殺すの故意なく又故意があつても、其殺す原因が

正當であるときは、殺人罪とはなりません。而して人を殺す手段は刀劍を以て殺すも毒殺するも絞殺するも苟も人を殺すと云ふ考を以て人を殺せば殺人罪であります而して殺人罪を犯した者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處せられます。

本條は舊刑法第二百九十二條より第二百九十八條の七ヶ條を修正した規定で舊刑法は豫め謀て人を殺したる者は謀殺とし故意を以て人を殺したる者を故殺とし毒物を使用して殺したる者を毒殺等の名稱を付しましたけれども之れ皆殺す手段に名稱を付した者に過ぎませんから、本法は此等の區別を廢し單に人を殺したる者と修正したのであります。

参照舊刑法

- 第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪を爲し死刑に處す
- 第二百九十三條 毒物を使用して人を殺したる者は謀殺を以て論じ死刑に處す
- 第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者は故殺の罪を爲し無期徒刑に處す
- 第二百九十五條 支解折割其他慘酷の所爲を以て人を故殺したる者は死刑に處す
- 第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又は已に犯して其罪を免るゝ爲め人を故殺したる者は死刑に處す
- 第二百九十七條 人を殺すの意に出で詐稱誘導して危害に陥れ死に致したる者は故殺を以て論じ其豫め圖る者は謀殺を以て論す
- 第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤て人を殺したる者は仍謀殺を以て論す

第二百九條 自己又ハ配遇者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條は自己又は配遇者の直系尊屬を殺した者の處分に關する規定で、自己とは自分のこととして配遇者とは夫より云へは妻のことと妻より云へは夫のこととであります、而して直系尊屬とは自分の父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母等のことと、伯父母、叔父母、兄弟も尊屬でありますけれども傍系尊屬でありますから、此等尊屬を殺せば前條の罪で本條の罪ではありません、又本條に自己又は配遇者の直系尊屬とありますから、妻の直系尊屬である父母祖父母曾祖父母高祖父母等を殺せば本條の罪で前條の罪ではありません、又父母には養父母と繼父母とありますけれども、法律上は實父母と同一であります、然れども此養父母の家に養子であつた者又は繼父母か其家を去つた後に親子關係は消滅する者でありますから、此親子關係は消滅した後は、前の養父母又は繼父母を殺せば普通の殺人罪で本條の罪ではありません、此等自己又は配遇者の直系親族である父母祖父母曾祖父母高祖父母等を殺すは其情最も重き者でありますから、其殺す原因の如何に拘らず

此等尊屬を殺した者は死刑又は無期懲役に處せられます。

茲に注意すべきは、本條の罪は自己又は配偶者の直系尊屬であると云ふ情を知り且故意を以て不法に殺せば本條の罪でありますけれども、知らないで殺せば、普通の殺人罪であること云ふこと、又故意がなく過て殺したときは過失傷害であること云ふのであります。本條は舊刑法の第三百六十二條の第一項を修正した規定で舊刑法には父母祖父母とのみありて、曾祖父高祖父等の規定なく且配偶者の規定もなく、不便でありますから、本法は直系尊屬配偶者として其不便を避くることとしたのであります。

參照舊刑法

第三百六十二條 子孫其祖父母父母を謀殺したる者は死刑に處す

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

本條は殺人罪の豫備を爲したる者の處分に關する規定で本條に前二條の罪を犯したる者とあります。前二條と云ふは第九十九條と第二百條のことで、第九十九條の罪

は人を殺した罪で、第二百條は自己又は配偶者の尊屬を殺した罪であります。此等の罪は一人に對する最も重い罪でありますから豫備の所爲まで罰することとしたのであります。而して殺人の豫備とは人を殺すと云ふ考を以て兇器即ち刀劍棍棒を携へて被害者の通行する途中に待居るか如き者は毒殺する考を以て毒藥を買入れた等は殺人の豫備で一步を進めて被害者に刀劍又は棍棒を振り上げ切り付けんとしたときには毒藥を食物に混じた場合は己に犯罪の實行に著手した者でありますから、此等の所爲は殺人の豫備でなく著手の所爲であります。而して人を殺す豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處せられます。

本條後段但書に精狀に因り其刑を免除すると云ふは危害の未だ生しないとき其刑を科さないこと云ふことで、本條の規定は必要上本法の新に設けた條文であります。

第二百二條 人ヲ教唆シ若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑托ヲ受ケ若クハ承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條は自殺に關する規定で本條に人を教唆し若くは幫助して自殺せしめ云々とありますが、此自殺の教唆と云ふことは、他人に自殺の決心を與ふることを云ひます、而して其手段は書面を以て教唆するも口頭を以てするも、素より問ふ處てはありませんが、例へば肺病患者に對し汝の如き者の生き居るは汝の家の苦難を増す原因であれば早く死すべしと教唆した場合の如き又自殺の幫助とは自殺の所爲を容易ならしめることで即ち自殺者の爲めに毒藥を與へ又は刀劍を給與し或は自殺の方法を教ゆる等は自殺の幫助であります、自殺とは自分にて自分の生命を絶つこととあります、然れども本條の罪は此自殺を教唆し又は幫助した者を罰するの目的で自殺者を罰する精神ではありません、故に人を教唆し又は幫助した結果自殺者は死した場合は自殺の教唆又は幫助の既遂であります又被殺者の囑托を受けて殺すと云ふことは被殺者に頼まれて殺すことと前例に付て云へば肺病患者は病苦を免れんと考を以て殺されることか頼んで殺された場合の如き被殺者の承諾を得て殺すと云ふことは殺されても差支ないとの承諾を得て殺すことと例へば病人の病苦を見るに見兼ねて、其病人の承諾を得て殺した場合のこととあります要す

るに囑托を受けて殺したと承諾を受けて殺したとの差は殺さるゝ者の考より起りたると下手人の考より起りたるを以て依ります而して人を教唆若くは幫助して自殺せしめ又は被殺者の囑托を受け若くは其承諾を得て之を殺した者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せられます、

本條は舊刑法第二百二十條第二百二十一條を繼ぎ合せた規定で舊刑法に承諾を得て殺した場合はありませんから、本法は之を加へ本條の如く修正したのであります、

参照舊刑法

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受けて自殺者の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の重禁錮に處し十回以上五十回以下の罰金を附加す其他自殺の幫助を爲したる者は一等を減す
第三百二十一條 自己の利益を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重懲役に處す

第二百二條 第九十九條第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は殺人罪及び自殺の教唆者は幫助等の未遂罪は之を罰すると云ふことを規定した條文で前にも陳ふる如く人を殺す者は一人に對する罪としては最も重い者でありますから第二百一條に於て人を殺す者は尊屬親を殺す者に付ては豫備の所爲も罰する程であ

れは豫備より一步進んだ未遂の所爲は尙ほ罰する必要かありますから本法は本條を新に設けたのであります。

第二十七章 傷害ノ罪

總 說

本章は傷害の罪に關する規定で、傷害とは人を創傷疾病又は死に致すことを云ひます、舊刑法は之を毆打創傷罪と名けましたか毆打創傷と云ふ文字は手足其他の器具を以て毆打を爲し創傷せしめたことを意味し藥物又は電氣作用等を以て人を傷けた者の如きは毆打創傷と云ふことが出来ない不都合を生じますから本法は之を傷害の罪と改め手足其他の器具を以て毆打創傷した場合に勿論此毆打創傷以外の電氣作用藥物に依ると劇藥熱湯を注ぎ人を傷けたるとを問はず苟も人の身体を傷けた上は本法を以て處分することとしたのであります 舊刑法の毆打創傷罪は犯人の意思に拘らず犯罪の結果のみを見て其刑を定め且犯罪の手段に名稱を付した規定が多くありますから本法は犯人の意思及び犯罪の結果を斟酌し舊刑法中必要の點は之を探り不必要の點は之を省き本章の如く修正したのであります。

二百四條 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は人の身体を傷害した者の處分に關する規定で本條に人と云ふは生命ある人即ち生き居る人のことであり、生き居る人であれば老幼男女の區別がないばかりでなく、病氣で半死半生の人を傷害するも本罪であります死人は人ではありません故に死人を傷害すれば時に死体損壞罪となりますけれども本罪とはなりません、傷害罪は生き居る人を疾病創傷に致した所爲のことであり、又人を疾病創傷若くは死に致した所爲も不法でなければ本罪ではありません、何んとなれば親の子を懲戒の爲め毆打するか如き又は醫師は疾病治療の爲め人の身体を切解するか如き其傷害の原因正當でありますから、傷害罪ではありません傷害罪となるには不法に人の身体に對し疾病創傷に致しと云ふ意思あることか必要で此人を傷害すると云ふ意思なく誤て人を傷害すれば過失傷害罪であります、又人を傷害すると云ふ意思を以て人を傷害したるに意外にも被害者を死に致したときは殺人罪ではなく傷害致死罪であります此場合には人を傷害すると云ふ意思があり

ましたけれども人を殺すと云ふ意思はない爲めて若し人を殺すと云ふ意思があつて殺せは云ふまでもなく殺人罪であります此の故に傷害罪には人を傷害すると云ふ意思を要する次第であります、而して此人を傷害する手段は棍棒を以て殴打すると熱湯又は劇薬を注ぎ掛て人を傷害すると、電氣作用を以て傷害するとに拘らず苟も人を傷害すれば本罪であります、而して傷害罪を犯した者は十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處せられます、

本條は舊刑法第三百一條を修正した規定で舊刑法は疾病休業の多少に依り刑期を異にしましたけれども、此は事實裁判官に任すを以て至當と認め本法は單に人を傷害した者として、舊刑法の區別を廢しました、

参照舊刑法
第三百一條 人を殴打創傷し二十日以上時間の疾病に罹り又は職業を營むこと能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一年以上二年以下の重禁錮に處す
疾病休業に至らずとも雖も身体に創傷を爲したる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第二百五條 身體傷害ニ因り人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期

懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は人の身体を傷害した結果死に致した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に身體傷害に因り死に致した者とあります此身體の傷害と云ふ意義に就ては前條に於て説明しましたから、再び説明しませんか死に致したと云ふことは犯人即ち加害者は殴打した爲め被害者は死亡と云ふ結果を生じたことを云ひます、然れども加害者の傷害と云ふ行爲と被害者の死亡と云ふ結果はあるも其死亡は加害者の殴打と云ふ行爲の爲めでなく、其他の原因に因り死亡したときは傷害致死ではありません、傷害致死となるには加害者は被害者を傷害すると云ふ意思を以て被害者を傷害をした結果死亡せば本罪で而して本罪を犯した者は二年以上の有期懲役に處せられます、

第二項の自己又は配遇者の直系尊屬と云ふは自分及び妻の父母祖父母曾祖父母高祖父母等のこととて、此等直系尊屬に對する罪は普通人を傷害するに比し其情は重くありますが、無期又は三年以上の懲役に處することとしたのであります。

本條第一項は舊刑法第二百九十九條を修正した規定で、第二項は舊刑法第三百六十三條を修正した規定であります。

参照舊刑法

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て人を死に致したる者は重懲役に處す

第三百六十六條 干孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪を犯したる者は各本條に記載したる人の刑に二等を加ふ但癡疾に致したる者は有期徒刑に處し篤疾に致したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セズト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
本條は傷害罪を犯した者を助勢した者の處分に關する規定で本條に前二條の罪を犯した者あるに當り其現場に於て勢を助けた者とありますが、此前二條と云ふは第二百四條と第二百五條の二條のこととて而して第二百四條は人の身体を傷害する罪で第二百五條は人の身体を傷害し死に致した者及び自己又は配遇者の尊屬を傷害死に致した罪であります

此等の罪を犯す者あるに當り其現場に於て勢を助けたと云ふことは、言語又は舉動を以て加害者の勢を助けた者のこととて、假へは此野郎は悪い奴であれば打殺せ坏と云ふて助勢した場合のこととてあります、然れども此場合に加害者と共に被害者を毆打したときは實行正犯で又單に棍棒刀劍等を加害者に與へた場合は從犯であります、而して本條の罪は人に傷害を加ふると云ふ意思あることは必要ではありません、唯人を傷害すると云ふことを知て、其勢を助けると云ふ意思あれば足り、如此言語舉動を以て勢を助けた者は自ら被害者を傷害しないからと云ふても、加害者は其助勢に依り勢を増す者であれば此勢を助けた者は一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられます、本條は舊刑法第三百六條を修正した規定で舊刑法には二人以上人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を爲さしめ云々とありますけれども、其意義明瞭を缺きますから本法は人の身行を傷害する者あるに當り現場に於て其勢を助けた者は自ら人を傷せずと雖もと修正して其意義を明瞭にしたのであります、

第三百六條 二人以上共に人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を爲さしめたる者は現に傷を爲したる者の刑に一等を減す

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加へ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハズ又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハザルトキハ共同者ニ非ズト雖モ共犯ノ例ニ依ル

本條は二人以上にて暴行を加へ人を傷害した場合の處分に關する規定で本條の二人以上にて暴行を加へ創傷せしめた場合と云ふは、二人以上の者は不法の腕力を加へて人を傷害した場合に數多の創傷があつて其創傷は何れも何人か加へた創傷であるか分らない場合のことであり、此場合には其創傷の輕重は分らないから、其中最も重い創傷の刑に照し何れも處分すると云ふことでもあります、又二人以上にて暴行を加へ創傷を生せしめた者を知ることか出來ないと云ふことは、二人以上にて暴行を加へ一個の創傷を負はしめた場合のこととて、此場合には何人の負はしめた創傷であるか分らないから一個の創

傷に對し二人以上の者は何れも實行正犯即ち共犯として處分すると云ふことでもあります而して共犯とは共に謀つて同一の行爲を行ふとのこととありますけれども、然れども本條の場合には最初より創傷を加ふると云ふ考はなくも、其創傷の輕重又は創傷を生せしめたことを知ることか出來ない爲め共犯の例に依り傷害罪中の重い刑に照し何れも實行正犯として處分すると云ふこととあります、

本條は舊刑法第三百五條の後段を修正した規定で舊刑法は第三百五條後段に二人以上共に毆打創傷したる者は現に手を下し傷を爲すの輕重に従て各自に其刑を科すとありますけれども、此場合は二人以上の者の傷を爲したる輕重は知れて居りますから、本法は之を總則共犯例に依ることとして之を省き後段の傷を爲すの輕重を知ること能はざるときとのみあつて、傷を加へた者を知ることが出來ない場合に適用することは出來ませんか、本法は二人以上の者暴行を加へ人を傷害したる場合に於て傷害の輕重を知ること能はず、又は其傷害を生せしめたる者を知ること能はざるときと修正したのであります、

第三百五條 二人以上現に人を毆打創傷したる者は現に手を下し傷を爲すの輕重に従て各自に其刑を科す若し共毆して傷を知ること能はざるときは其重傷の刑に一等を減す但教唆者は減等の限りにあらず

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ料料ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は人に暴行を加へ傷害するに至らない者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に暴行を加へたる者人を傷害するに至らざるべきとありますが、此暴行を加へた者と云ふは人に不法の腕力を加へたことで傷害するに至らずと云ふは暴行毆打等不法の腕力を加へたけれども、傷害等を生じない場合のことであり、此等の罪は輕微の犯罪でありますから此等の罪を犯した者は一年以下の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは料料に處することとしたのであります、第二項の前項の罪は告訴を待て之を論ずと云ふは本條の罪は輕微の罪であるから、被害者の告訴がなければ處分しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第四百二十五條の第九號の違警罪の場合と同一の規定でありますけれども本法は違警罪を認めませんから本章に規定したのであります

參照舊刑法

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一回以上二回九十五圓以下の料料に處す
人を毆打して創傷疾病に至らざる者

第二十八章 過失傷害ノ罪

總說

本章は過失傷害罪に關する規定で過失傷害とは人を傷害すると云ふ意思なく過て人を傷害した場合のことを云ひます、此過失傷害罪と他の傷害罪と異なる處は、此意思の有無に因るだけで意思あつて人を傷害すれば傷害罪でありますけれども意思なくして人を傷害すれば過失傷害罪であります故に此過失傷害罪に付ては未遂罪なる者はありません舊刑法は過失傷害として規定してありますけれども其殺傷の語は穩當ではありませんから本法は之を過失傷害罪と修正したのであります、

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は過失に因り人を傷害した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して本條に過失に因り人を傷害した者とありますが、此過失に因り人を傷害したと云ふことは自分の不注意に因り他人の身體を毀損して疾病創傷に至らしめたことであり、假へば自分の不注意に因り或る者が他人に傷を負はせた場合は此適例で此場合に十分の注意があれば人に傷を負はせる様なことはありませんが不注意より傷を負はせた者でありますから此不注意に付いて責任を免るゝことは出来ません法律の過失傷害の所爲を罰するのは、此不注意の點を罰するのであります、故に若し人を殺すも其者にして充分の注意を爲し居れば斷じて無罪であります假へば射的場に於て射的を爲すに當り危険であれば此射的場に入るを嚴禁してあるに拘らず其嚴禁を侵して其射的場に入りたる者を傷害するも無罪であります、即ち此場合は十分注意して過失かないか

らであります、元來過失傷害罪は其結果より見れば重大の犯罪でありますから嚴重に罰しなければならぬ様に思はれますけれども、之を一般犯罪に比較すれば罪を犯すと云ふ考なく全く不注意より起つた者であれば過失の罪を犯した者は五百圓以下の罰金又は科料に處することとしたのであります、

第二項の罪は告訴を待て之を論すと云ふは本條の罪は罪を犯すと云ふ意思なく其情大に憐むべき所がありますから被害者の告訴がなければ處分しないと云ふことであります、本條は舊刑法第三百十八條及び第三百十九條の兩條を修正した規定で舊刑法は傷害の結果に因り刑の區別を立てましたけれども本法は之を裁判所に一任することとして廢しました、

参照舊刑法

第三百十八條 過失に因り人を創傷し癩癩疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第三百十九條 過失に因り人を創傷し又は疾病休業に至らしめたる者は二十圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は過失に因り人を死に致した者の處分に關する規定で此過失に因り人を死に致した者と云ふは不注意に因り人の生命を斷つこととあります、即ち人を殺すと云ふ意思なく又人を毆打すると云ふの意思もなく全く不注意に因り人を殺したことで此不注意に因り人を殺すは過失致死の特色で殺人又は毆打致死と異なる要點であります、假へば人を獸と見誤つて銃殺したるは過失致死の適例で此場合も十分の注意を爲せば人を獸と見誤る様なことがありませんけれども十分の注意をしない所は刑事上の責任を負はねばならぬ原因となつた者であります、然れども人を死に致すと云ふ考はなく全く不注意より起つた一の出來事であれば本罪を犯した者は千圓以下の罰金に處することとしたのであります

本條は舊刑法第三百十七條を修正した規定で舊刑法には疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず云々と過失の原因を規定しましたけれども本法は此等原因は事實裁判官の認定に任ずるを至當と認めて之を省きました、

参照舊刑法

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因り人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は業務上必要な注意を怠り因て人を死傷に致した者の處分に關する規定で、此業務と云ふことは一定の職務を奉じ若くは營業を爲し又は其他の業務に従事する者のことと假へば官吏公吏の職務の執行又は船舶汽車電車等の機關士運轉士若くは醫士藥劑師産婆等の如き、其他一般の營業者のこととあります、又必要な注意を怠りと云ふことは、舊刑法の疎虞又は懈怠と云ふことに當ります而して疎虞とは疎忽と云ふことと懈怠とは豫め危険の生ずると云ふことを知て居りながら、其豫防をしないことを云ひます、假へば汽車の機關士は機關の破損したことを知て居りながら、其修繕を怠り機關を破裂せしめて死傷者を出した場合は懈怠で機關の破損を知らずに使用し破裂せしめて傷害者を出した場合は疎虞であります、元來官吏公吏又は汽車電車船舶の機關士運轉士醫士産婆其

他一般の營業者は其職業に付ては普通一般の人と異なり諸事に付き特に注意をしなければなりません、然に之を怠り人を死傷に致したときは、其情前條より重くありますから業務上必要なる注意を怠り人を死傷に致したときは三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處することとしたのであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第二十九章 墮胎罪

總 說

本章は墮胎罪に關する規定で墮胎とは自然の分娩期に先ち人工を以て胎兒を母体より産み落さしむることを云ひます、本章は舊刑法の墮胎罪を修正した規定で、大体に於て同一の規定でありますけれども、唯異なる處は舊刑法に懷胎の婦女と云ふことを知て毆打其他暴行を加へ墮胎せしめた者に對する規定がありますが、本法は之を傷害の罪として罰することとして之を削除しました、

第二百二十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用井又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎セ

シメタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は懷胎の婦女墮胎したときの處分に關する規定で此懷胎の婦女と云ふことは體內に胎兒を宿り居る婦女のことで處女であると有夫の婦人に拘らず苟も懷胎の婦女で墮胎と云ふ所爲があれば本罪であります、又藥物其他の方法を用ひと云ふことは墮胎に必要な藥物を用ひ又は人工等の手段を以て墮胎せしむることを云ひます、而して墮胎とは自然の分娩期に先ちて人工其他の方法を以て母の體內より産み落さしむることであり、元來婦女の分娩期は普通十ヶ月でありますけれども、稀れに八ヶ月九ヶ月にて分娩することがあります、然れとも人工に依らず自然に分娩するものであれば例へ八ヶ月でも九ヶ月でも墮胎罪ではありません、墮胎罪となるには實に自然の分娩期に先つて人工に因り無理に母の體內より胎兒を産み落さしむることを云ひます而して本條の罪を犯した者は一年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百三十條と同一の規定であります、唯異なる所は刑期丈けて他は皆同一であります、

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は二月以上六月以下の重禁錮に處す

第二百十三條 婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者
ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上
五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は婦女の囑托を受け又は承諾を得て墮胎せしめた者の處分に關する規定で、此婦女の囑托を受け又は承諾を得たと云ふことは懷胎の婦女より依頼を受け又は自ら進んで婦女の承諾を得たこととあります、本條は前條と異なり前條は懷胎の婦女自身が墮胎した罪で、本條は懷胎の婦女以外の者は懷胎の婦女の囑托又は承諾を得て墮胎せしめた罪であります、然れども墮胎と云ふことや其墮胎の手段方法等は前條と同一て此等は既に前條に於て説明しましたから再び説明しません、而して此婦女の囑托を受け又は承諾を得て墮胎せしめた者は二年以下の懲役に處せられます、本條後段の因テ婦女を死傷に致したと云ふことは、墮胎は既に陳へた通り自然の分娩期に先ち藥物等の手段方法を以て無理に母の體內より胎兒を産み落さしむる者でありますから、往々婦女をして疾病創傷又

は死に致すことがあります、若し婦女をして死傷に致したときは、其情が重くありますから、三月以上五年以下の懲役に處すると云ふことであります、

本條は舊刑法第三百三十一條を修正した規定で舊刑法は藥物其他の方法とのみあつて婦女の囑托を受けて墮胎せしめたるか承諾を得て墮胎せしめたるか、不明ませんから本法は婦女の囑托又は承諾を得て墮胎せしめた者と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は前條に同じ因テ婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の禁錮に處す

第三百十四條 醫士産婆藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は醫士産婆藥劑師又は藥種商は婦女の囑托を受け又は承諾を得て墮胎せしめた者の處分に關する規定で本條と前條とは其立法の主旨は殆んど同一で唯其犯した者の資格を

異にする丈けてあります即ち前條は一般普通の人は犯した罪で本條は醫師產婆藥劑師又は藥種商と云ふ特別の資格ある者の犯した罪であります、此特別の資格ある醫師其他の者は其職業上婦女を墮胎せしむる手段方法を能く知り居る者でありますから、墮胎せしむることゝ普通の人以上より容易であれば、從て普通人に比較し其刑も重いのであります、然れども醫師又は產婆は婦女の生命を保護する必要より特更に分娩の期日前に無理に墮胎せしめ、又は藥劑師藥種商は懷胎の婦女の墮胎の爲めに用ゆると云ふことを知らず藥の調合又は販賣をしたときは、本條の罪とはなりません、何んとなれば產婆や醫師は産婦の生命を保護する爲にして藥劑師や藥種商は墮胎せしむると云ふ、情を知らないからであります、而して醫士產婆藥劑師藥種商は婦女の囑托を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたときは三月以上五年以下の懲役に處せられます、本條後段の因て婦女を死傷に致したと云ふことは前條の後段と同一の規定でありますから重て説明しませんが、唯醫師產婆其他の者は産婦を死傷に致すは其情は重くありますから、從て其刑も重く此等の者は犯したときは六月以上七年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百三十二條を修正した規定で舊刑法は醫師產婆又は藥商とあつて藥劑師と云ふことを書き、又婦女の囑托若くは承諾を得て墮胎せしめたのであるか否やは分りませんから、本法は婦女の囑托又は承諾を得てと修正したのであります、

参照舊刑法 第三百三十二條 醫師產婆又は藥商藥物其他の方法を墮胎せしめたる者は一等を加ふ

第二百十五條 婦女ノ囑托ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシ

メタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は婦女の囑托を受けず又は承諾を得ずして墮胎せしめた者の處分に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に婦女の囑托を受けず又は承諾を得ずしてとありますが、本條は前二條の反對の規定で殆んど傷害罪と云つてもよい罪であります前二條の罪は既に陳へた通り何れも婦女の囑托又は承諾を得て墮胎せしめた罪でありますけれども本條の罪は婦女の囑托又は承諾のない罪であります、故に本

條の罪は其懐胎の婦女は犯罪の主體でなく、本條の被害者であります、之れ前二條と異なる要點であります、又墮胎せしむる方法は藥物を用ゐたると人工を用ゐたると暴行若くは脅迫を用ゐたるとに拘らず懐胎の婦女と云ふことを知つて墮胎せしむれば本條の罪であります、然れども懐胎の婦女と云ふことを知らず暴行脅迫をした結果墮胎をすれば傷害罪で墮胎罪ではありません、而して婦女の囑托を受けず又は承諾を得ずして墮胎せしめた者は六月以上七年以下の懲役に處せられます、

第二項の前項の未遂罪は之を罰すと云ふは懐胎の婦女を墮胎せしむると云ふ考を以て不法の腕力又は威力を用ゐて墮胎罪の實行に着手したときは、未遂罪として之を罰すると云ふことと、然らば如何なる程度に至れば未遂で如何なる程度に至れば既遂であるかと云へば、懐胎の婦女をして墮胎せしむる爲め暴行脅迫を加へたときは未遂で暴行脅迫を加へた結果墮胎をすれば既遂であります、

本條は舊刑法の第三百三十三條を修正した規定で舊刑法は懐胎の婦女を威逼又は誑騙せしめて墮胎せしめとありますけれども、其範圍狹隘に失しますから、本法は威逼又は誑騙した場合は勿論其他の場合も包含せる爲め婦女の囑托を受けず又は承諾を得ずして墮胎せしめた者と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百三十三條 懐胎の婦女を威逼し又は誑騙して墮胎せしめたる者は一年以上四年以下の重懲罰に處す

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害

ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は前條の罪を犯した結界懐胎の婦女を死傷に致した者の處分に關する規定で本條の罪は第二百十三條及び第二百十四條の後段の規定と同一の罪であります、而して前條の罪と云ふは婦女の囑托を受けず又は承諾を得ずして墮胎せしめた者と殆んど傷害罪と云つてもよい罪でありますから此罪を犯した結果懐胎の婦女をして疾病創傷又は死に致したときは傷害罪に比較し重きに從て處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第三百三十五條を修正した規定で舊刑法には廢篤疾又は死に致しとある文字は異なるのみて其意味は同一であります、

監照罰刑法

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を癡弱疾又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに處断す

第三十章 遺棄ノ罪

總說

本條は遺棄に關する規定で遺棄とは保護又は扶養の義務ある者は不法に其保護又は扶養の義務を免るゝことを云ひます、而して本條は舊刑法の幼者又は老疾者を遺棄する罪と云ふを修正した規定で舊刑法は幼者又は老疾者を遺棄した場合のみを規定し不具者に對する規定を欠き其範圍狹隘に失しますから、本法は不具者も保護する精神より廣く之を遺棄と修正し又舊刑法は幼者を八歳に滿する者に限りましたけれども滿八歳以上の者であつても扶養を要すへき者かありますから、本法は單に之を幼者と改め其年齢の如何に拘らす苟も自活することか出來ない者を遺棄した者は之を罰することとしたのであります、

第二百十七條 老幼不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要スベキ者ヲ遺棄シ

タル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は老幼不具又は疾病者を遺棄した者の處分に關する規定で本條は老幼不具又は疾病者の爲め扶助を要すと云ふことは自ら働いて食ふことか出來ない老人幼者不具者又は病人等のことと此等の者は自ら働いて食ふことか出來るか出來ないかは、其者に付き判断しなければない事實問題でありますけれども、多くは十歳以下の幼者七十歳以上の老人疾病者不具者は自ら働いて食ふことは出來ない者であります、此等の者は普通父母妻子兄弟等の扶助を受け居る者でありますけれども、扶養の義務ある者の遺棄に付ては、次條に規定しありますから、本條の罪は此扶養の義務のない者に對する遺棄の罪であります而して扶養の義務なき者の遺棄とは例へば車夫船頭の乗客を遺棄する如き老人病人不具者の看護に従事し居る者の老人病人不具者を遺棄する如き又は子守の幼者を遺棄する場合のこととあれば此扶助の義務を免るゝと云ふ意思を以て遺棄すれば人の居る所であるとの人の居らなら所であるに拘らす遺棄の罪であります、然れども扶助の義務を免るゝと云ふ意思なく據なき事情の爲め一時他所に移して其儘忘れた場合は元より遺棄の罪

とはなりません、而して本條の老幼不具又は疾病者を遺棄した者は一年以下の懲役に處せられます。

本條は舊刑法第三百三十六條第三百三十七條の兩條を修正した規定で舊刑法には八歳に満たざる幼者とのみあつて八歳以上の自活すること能はざる幼者及び不具者を保護するの規定なく又舊刑法は寮闈無人の地に遺棄したと其他の地に遺棄したとを區別してありますけれども、本法は此等の區別を不必要とし八歳に満たざる幼者とありたるを單に幼者とし不具者と云ふを加へて舊刑法の欠點を改めたのであります。

参照舊刑法

第三百三十六條

八歳に満たざる幼者を遺棄したる者は二月以上一年以下の重禁錮に處す

自ら生活すること能はざる老若疾病者を遺棄したる者亦同し

第三百三十七條

八歳に満たざる幼者又は老疾者を寮闈無人の地に遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す

第二百十八條 老若幼者不具者又ハ病者ヲ保護スベキ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サザルトキハ三月以上五

年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年

以下ノ懲役ニ處ス

本條は老若幼者不具者又は疾病者を保護の責任ある者又は其生存に必要な保護をしない者の處分に關する規定で第一項と第二項とより成りたる條文であります、而して第一項前段の老若幼者不具者又は疾病者と云ふは、前條に於て陳へた通り自ら働いて食ふことは出来ない者のことであれば此等の者の父母妻子兄弟姉妹は衣食を給する等扶養の義務ある者であります、民法第九百五十四條に直系血族兄弟姉妹は互に扶養の義務を負ふとあるは之か爲めてあります、此扶養の義務を負ふ者にして其義務を顧みず老若幼者不具者疾病者を遺棄るか如きは人道に背く最も惡むべき所爲でありますから、之を遺棄した者は三月以上五年以下の懲役に處することにしたのであります、又本條後段に其生存に必要な保護をなさざる者といふは老若幼者不具者又は疾病者の生

きて居るに必要なる食物を興へず又は寒暑を凌ぐに必要なる衣類を興へないことを云ひます
又病人に付ては其病氣を治療するに必要なる服藥せしむるも保護の中であります、然れども貧乏人は自分の資力を以て生きて居るに必要なる保護をしたいと思いますと思ふても保護することが出来ないから本條に依つて論ずることか出来ません、要するに其生存に必要であるか否やは實際に付き取調をした上てなければ分らない事實問題でありますから、裁判官の認定に任すより致方はありません、

第二項の自己又は配偶者の直系尊屬に對し犯したるときと云ふは、自己又は配偶者の直系尊屬を遺棄し又は其生存に必要な保護をしないと云ふことであります、而して自己とは自分のことで配偶者とは夫より云へは妻のことと妻より云へは夫のこととであります、又直系尊屬とは、父母祖父母曾祖父母高祖父母等のことと子孫である者は、此等直系尊屬に對しては勉めて奉養の義務を盡さねばなりません、然るに子孫と云ふことを忘れ直系尊屬を遺棄し又は直系尊屬の生存に必要な保護をしない等は最も惡むべきことであれば此等の罪を犯した者は六月以上七年以下の懲役に處することとしたのであります、

本條の第一項は舊刑法第三百二十八條を修正した規定で舊刑法は給料を得て人の寄託を受け保護する場合のみを規定し其他生存に必要な保護をしない場合を欠き又自己又は配偶者の直系尊屬を遺棄し及び必要な保護をしない場合の規定がありませんから、本法は第二項を新に設けて尊屬親を保護することとしたのであります、

参照舊刑法

第三百二十八條 給料を得て人の寄託を受け保護すべき者前條の罪を犯したるときは一等を加ふ

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は遺棄の罪を犯し因て人を死傷に致した者の處分に關する規定で本條に前二條の罪と云ふは第二百十七條第二百十八條の二條のこととて、即ち老幼者不具者又は疾病者を遺棄又は必要な保護をしない罪及び自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯した罪であります、此者の罪を犯した結果時に疾病創傷又は死に致すことかあります、若し死傷に致したときは傷害の罪に比較し重きに從て處分すると云ふこととてあります、

茲に注意すへきは最初より殺す考を以て遺棄又は生存に必要な保護をしないときは殺人の罪であること云ふこととてあります。

本條は舊刑法第三百三十九條を修正した規定で舊刑法は死傷の程度に因り刑の輕里を區別しましたけれども、本法は之を事實裁判官の規定に任することとして之を省きました。

参照舊刑法

第三百三十九條 老若幼者又は病疾者を遺棄し因て癱疾に致したる者は輕懲役に處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる者は有期徒刑に處す

第三十一章 逮捕及監禁ノ罪

總說

本章は逮捕及監禁に關する規定で逮捕とは人の往復の自由を奪ふこととて、其手段は繩を以て縛するも其他の方法を取るも元より問ふ所てはありません監禁とは幽閉することとて是れ又人の自由を奪ふこととてあります一人にて時を異にし其考を異にして犯せは二罪であります、然れとも逮捕は監禁の手段で監禁は逮捕の結果であります、故に同し一人にて同時に

犯せは一罪であります、而して本章は舊刑法の權に人を逮捕監禁する罪と云ふを修正した規定で舊刑法は監禁の場所は私家に限り監禁日數の多少に因り刑の輕重を區別しましたけれども監禁の場所を私家に限るは其範圍狹隘に失し實際に於て不便でありますから、本法は斯る區別を廢し又監禁日數を過ぐる毎に一方を加ふるは酷に失しますから、本法は之を事實裁判官に一任することとして廢しました。

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以

下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル者ハ六月以上七年以

下ノ懲役ニ處ス

本法は不法に人を逮捕又は監禁した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります此不法に人を逮捕又は監禁を云ふことは權利なくして人の自由を奪ふこととてあります、人の自由を奪ふも權利あつて奪ふは職務の執行で本條の罪てはありま

せん、假へは警察官の犯罪人を逮捕又は監禁する又發狂人の保護者の發狂人を逮捕監禁する等は權利あつて逮捕又は監禁するのでありますから、本條の罪とはなりません、權利なくして、人を逮捕又は監禁して始めて本條の罪となりますのであります、逮捕とは人の身體を束縛して自由を失はしむること、監禁とは人を一定の場所に幽閉して自由を失はしむることを云ひます、即ち總説にて陳へた通り一人にて時を異にし其考を異にして犯したときは二罪であります、然れども逮捕は監禁の手段で監禁は逮捕の結果でありますから若し一人にて同時に犯せば一罪であります、而して本罪を犯した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

第二項の自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯した者と云ふことは自己又は配偶者の直系尊屬に對し逮捕又は監禁の罪を犯したときは一般普通の人に比較し其情は重い者でありますから、自己又は配偶者の尊屬を逮捕又は監禁した者は六月以上七年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百二十二條及び第三百二十三條を修正した規定で舊刑法は殴打拷責飲

食衣服を屏去し其他苛酷の所爲を施すとして犯情を掲げてありますけれども、本法は此等犯情は事實裁判官の認定に任すこととして之を省き單に人を逮捕又は監禁と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百二十二條 擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者は十一月以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十

圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅に人を監禁制縛して殴打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛酷の所爲を爲したる者は二月

以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタルトキハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は人を逮捕又は監禁したるに因て人を死傷に致した者の處分に關する規定で人を逮捕又は監禁するには殴打拷責等苛酷の取扱を爲すことかありますから、之か爲めには往々人を疾病創傷又は死に致すことかあります若し人を死傷に致したときは傷害の罪に比較して重く處分すると云ふことであります、